

## 参考資料

### 1. 寄稿文

茨城大学 生涯学習教育研究センター 助教授 長谷川幸介先生 .....	36
流通経済大学 社会学部 教授 佐藤克繁先生 .....	37
立教大学 コミュニティ福祉学部 教授 森本佳樹先生 .....	38

### 2. 神栖市社会福祉協議会活動年表 .....

39 ~ 40

### 3. 各専門部会による検討内容

・高年齢者専門部会 .....	41 ~ 44
・障害者専門部会 .....	45 ~ 47
・ボランティア専門部会 .....	48 ~ 49
・組織強化・合併専門部会 .....	50 ~ 55

### 4. 旧波崎町社会福祉協議会との活動比較表 .....

56 ~ 60

### 5. 新規事業企画書（精神障害者ピアサポートグループ支援事業） .....

61 ~ 63

### 6. 平成16年度事業評価検討結果一覧表 .....

64 ~ 69

### 7. 第2次地域福祉活動計画策定委員及び各専門部会委員名簿 .....

70 ~ 73

### 8. 第2次地域福祉活動計画策定委員会及び各専門部会計画策定経過 ...

74 ~ 75

### 9. 神栖市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要項 .....

76 ~ 77

### 10. 用語の解説 .....

78 ~ 80

## 神栖町社協「第2次活動計画」の実現に期待する

神栖町社協は前向きにひたむきに突き進んでいる社協だと感じています。実践しながら検証し、常に住民の幸せ(=福祉)を実現するために挑戦し続けていると感じています。それは、自分たちの福祉実践への自負と欠点を大胆に修正し続けてきた姿勢にも現れていると思います。

最も特徴的なのは、福祉単位(福祉のネットワーク)を地域社会におくか、生活課題(福祉課題)の解決を基礎とした目的別のネットにおくかという選択に示されています。住民の幸せを創造し発展させていくのは後者であるとの判断を明確にしたのが本計画であると思います。

第1次計画では、福祉コミュニティを地域社会に位置づけ展開を図りました。なかなか思うように進まない地域組織化の現実を前にしてスタッフは悩みもがいたに相違ありません。その結果、神栖町の現況を見つめ直し、より実践的な戦略転換を行ったのだと思います。

大きな転換ですが、きっと連続する課題であるとの認識があったと思います。最終ゴールは住民の幸せでしかありません。その決意を胸に新しい出発点が描かれたのです。そのような意味で、本計画は過去と未来をつなぐ幸せ交差点のような性格をもっているかもしれません。

福祉コミュニティの性格には多様な定義がなされています。決して一様ではありません。神栖町社協の実践に裏づけされた定義が日本中の多くの社協を励ましてくれるはずで、アソシエーション型の人間関係をベースに地域社会を再形成するという課題は大変魅力的です。地域社会の崩壊を加速させることになるのか、それとも地域社会を生まれ変わらせることになるのか、少なくともその一步を踏み出したということです。

大いなる期待とわずかながらの不安を抱きながら神栖社協の挑戦を応援したい気持ちでいっぱいです。日本全体が21世紀の福祉イメージを明確に提示できず、地域包括支援センター等の施策が次々打ち出されています。社協の意味は、法律で明示されたにもかかわらず、実態的には不分明になってきているように感じられます。このような状況だからこそ、自らがよって立つチャートが不可欠なのだと思います。神栖社協が描いたチャートは勇気を持って、背筋を伸ばして、大股に歩き始める姿を見せています。下向きにならざるを得ない状況の社協に発信してほしいと思います。

そして、このような決断をとともに背負った委員の皆さんの判断に拍手を送りたいと思います。

合併した新しい神栖市でもこの考え方が踏襲されることを願っています。さあ出発です。

( 文責：茨城大学 生涯学習教育研究センター 助教授 長谷川幸介 )

## 雑感：針の穴から神栖町社協活動をのぞいて見たら

神栖町の「第2次地域福祉活動計画」に関わって雑感を述べさせていただきます。ただし、私は龍ヶ崎市に住居を構えていて、神栖町住民としての生活実感を有しているわけではありませんので、どちらかと言えば「針の穴」から社協活動の風景を垣間見ることしかできませんので、あらかじめお断りしておきます。

まず、神栖町社協には「元気」を感じます。これは、非常に良いことだと思います。比較的若いスタッフが揃い、活動にメリハリを感じます。戦後の社協を担ってきた世代を3期に分けると、ちょうど第3期目の世代がうまく育っているという感じです。第1期は、昭和30年～40年代の社協を担ってきた人々を指し、第2期は50年代～平成の初頭まで、そして第3期はその後ということになりますね。社協活動の基本は、「住民ニーズを大切にすること」と一言でいいますが、これは非常に難しいことです。基本的にニーズの把握は、把握する当人（主体）の対人関係のアンテナや時代意識の精度に非常に強く関係する事柄です。ですから、ニーズ把握のベースには、「人間」と「時代」を見抜く感覚が必要なのでしょう。スタッフの若さは、「熟慮に欠ける」という点で前者の力に欠けるという弱点もありますが、時代の流れや生活の流れをキャッチする「動体視力」みたいなものが豊かであるという長所があるとも言えます。

次に感じるのは、「一生懸命さ」であります。神栖社協の活動は、ただがむしゃらに一生懸命活動をしているのではなく、何かにこだわっている姿が垣間見えます。おそらくそのこだわりは、今回の「2次計画」に表現されている社協活動の「専門化」、社協スタッフの「専門職化」なのでしょう。

しかし、苦言を一言。福祉の「専門化」や「専門職化」は大切なことですが、落とし穴もあります。ややもすれば、素人的な感覚（生の実感）を失うという点だろうと思います。一般的に専門家を自称する人々は、「客観的」に物事を把握することの正当性を主張し、そうでない人々を素人と称し「主観的」にしか物事を見ないとしてその欠点を批判します。しかし、福祉の分野でもっとも大切なことは、「他者の主観」をつかむことです。私たちの生活は、ちょうどクモが自分の巣をはり一定のテリトリーで生きるように、人間も自己のテリトリー（その意味では主観）を創り、自己を生きているのではないのでしょうか。まさに、主観で生きているのです。そう仮定すると、主観で生きている人間をあたかも客観的な定規やものさしで測ることができると独善的に思い込んでいるところに専門家の落とし穴があるのではないのでしょうか。人々が理解し合い共同で生きていくためには、相手の生き様を（人の主観を）自分の生き方（自分の主観）に置き換えて、換言すると客観的理解から離れて、自分が生きている現場から理解する（つまり、主観的理解）部分は軽視できないのではないかと考えます。

最後に雑感。神栖町は、「自然風土」に恵まれ（不幸にも新聞紙上を賑わせた「毒ガス」騒ぎのように、人為的な自然破壊を除いて）経済社会的環境からして比較的豊かな町であると思います。ですから、私にはこのような自然環境や経済社会的環境を社協活動にどう活かすかが、大きな課題であると思います。

社協活動は、人々がいかに繋がり良い共同体を形成するか、そのために社協は何に尽力できるかを基本におかなければならないと考えます。どんな時代においても、「人と人との交わり」をきちんと見据え、与えられた風土や自然と共存していく知恵が必要だろうと思います。もし、神栖社協がそのような共同体的生の知恵を生み出すことができれば、きっと素晴らしい実践になるだろうと確信します。

（ 文責：流通経済大学 社会学部 教授 佐藤克繁 ）

## 「ふれ愛プラン'05『私たちでつくるやさしいまち』」への期待

神栖町社協が策定を進めていた第2次地域福祉活動計画「ふれ愛プラン'05『私たちでつくるやさしいまち』」が完成した。神栖町社協の実践に以前から強い関心を持っていた私にとって、策定作業の一部に関わらせていただいたことにお礼を申し上げるとともに、この計画が着実に実施されることを期待して止まない。

当たり前の話であるが、計画は実施してこそ策定した意味があるのだが、残念ながら各地で策定された地域福祉計画や地域福祉活動計画のなかには、計画の実施期間中ズーっと寝かせておいて「熟成」させ、進捗管理も評価も行わないという場合も少なくない。

それに反して神栖町社協では、この計画の終期である5年後には、今回の計画の主要重点項目の多くが相当程度実現されていると期待できる。というのも、ここ数年、神栖町社協は事業計画について、半期ごとにシビアな自己評価を課してきているからである。その意味で、今回の計画は、計画のために策定されたものではなく、こうした着実な積み重ねの延長線上に出てきたものであり、したがって、実現性が高いと思われるのである。

しかし、だからと言って、今までのペースで日常業務を行っていけば計画が達成できるというような単純なものではない。これも当たり前の話であるが、計画は、状況の変化に応じて、ルーティンワークを脱する必要性あるいは脱したいという強い思いがあって、初めて立てられるものだからである。

今、社会福祉とりわけ社協を取り巻く状況には、厳しいものがある。思いつくだけでも、コミュニティワーカーやコミュニティ・ソーシャルワークを組織存立の基本に置いていた社協にとって、地域での総合相談システム（ニーズ発見から課題解決まで）構築は、本来的な役割であるが、「地域包括支援センター」構想とどのように機能分担するのか。

1980年代後半からの「事業型」社協からの展開をどのように図るのか。

コミュニティ・ソーシャルワーク実践の場としての総合的な成年後見システムへ向けて、地域福祉権利擁護事業をどのように拡充強化するのか。

社協が基盤としてきた従来型の地縁組織と、急速に力を付けつつあるテーマ型NPOとの調和を図るために、社協はどのようなスタンスをとればよいのか。

指定管理者制度、公益法人の見直し、「三位一体」の改革などの流れのなかで、公共的団体としての社協は、どのように組織再構築をすればよいのか。

市町村合併によるサービスレベルの低下や地域内格差の解消をどのような形で図るのか。

課題に取り組むための、組織体制、人材、財源などをどう確保すればよいのか。

というような課題が挙げられる。

これらの課題は、何も、神栖町社協だけに限られたものではなく、全国の市町村社協が直面している課題であるが、しかし、こうした課題を一つひとつ確実に取り組んでいけるだけの力量を有する市町村社協は、それほど多くはない。私自身は、神栖町社協は、そうした力量を持つ数少ない社協の一つだと考えている。神栖町社協の今後の活躍に期待するとともに、私自身がその実践に少しでも役に立てれば幸甚である。

( 文責：立教大学 コミュニティ福祉学部 教授 森本佳樹 )

神栖市社会福祉協議会活動年表 1

1986年	昭和61年 6月	神栖町社会福祉協議会法人認可化
1986年	昭和61年 7月	福祉活動基金積み立て 開始
1986年	昭和61年 7月	介護機器貸出事業 開始
1986年	昭和61年10月	寝たきり、ひとり暮らし高齢者訪問調査 開始
1986年	昭和61年10月	わがまちボランティアの指定
1986年	昭和61年11月	社協だより「たんぽぽ」創刊号 発行
1986年	昭和61年12月	住民の福祉意識調査（3200検体）以降3年毎に実施
1987年	昭和62年 1月	ボランティア集会 開始
1987年	昭和62年 2月	ひとり暮らし高齢者会食型給食サービス 開始
1987年	昭和62年 3月	寝たきり、ひとり暮らし高齢者在宅訪問活動 開始
1987年	昭和62年 3月	ふれあいウォークラリー 開始
1987年	昭和62年 8月	夏の子ども自然教室 開始
1987年	昭和62年10月	母子世帯の実態調査 実施
1987年	昭和62年12月	児童生徒の健全育成標語 開始
1988年	昭和63年 3月	独居老人遠足 開始
1988年	昭和63年 4月	簡易火災警報機設置事業 開始
1988年	昭和63年11月	高齢者給食サービスニーズ調査 実施
1989年	平成元年 2月	紙おむつ使用状況調査 実施
1989年	平成元年 7月	精神発達遅滞児の実態調査 実施
1989年	平成元年10月	ことばと発達の相談室 開始
1989年	平成元年10月	地域ケアモデル事業 指定
1989年	平成元年10月	老夫婦世帯実態調査 実施
1989年	平成元年10月	ボランティア入門講座 実施
1990年	平成 2年 1月	在宅福祉推進委員会 開始
1990年	平成 2年 5月	在宅障害児プレイ 開始
1990年	平成 2年 6月	点字ボランティア講座 開始
1990年	平成 2年 6月	リーディングサービスボランティア講座 開始
1990年	平成 2年 9月	配食型給食サービス 実施
1990年	平成 2年10月	地域ケア推進委員会 開始
1990年	平成 2年10月	視覚障害者ニーズ調査 実施
1991年	平成 3年 4月	ボランティア連絡協議会 設立
1991年	平成 3年 8月	ふれ愛フェスティバル 開始
1991年	平成 3年11月	ボラントピア事業 指定
1992年	平成 4年10月	在宅障害児者通所訓練事業 開始
1993年	平成 5年11月	全国社会福祉大会優良社協表彰
1994年	平成 6年 6月	福祉作業所きぼうの家設立 事業開始
1995年	平成 7年 2月	地域ケアシステム専門ケアチーム会議 開始
1995年	平成 7年 3月	地域ケアシステムサービス調整会議 開始
1995年	平成 7年 3月	第1次地域福祉活動計画「私たちでつくるやさしい町」策定
1995年	平成 7年 5月	ミニデイホームわくわくサロン（痴呆・虚弱高齢者） 開始
1995年	平成 7年 7月	ふれあいのまちづくり推進事業指定
1995年	平成 7年 7月	ふれあい総合相談 開始
1995年	平成 7年 7月	移送サービス事業 開始
1995年	平成 7年 8月	心身障害児者の実態調査 実施
1995年	平成 7年 9月	3級ホームヘルパー養成講座 実施
1995年	平成 7年10月	地域福祉センター設置要望書 提出

神栖市社会福祉協議会活動年表 2

1995年	平成 7年10月	ホームヘルプサービス受託要望書 提出
1995年	平成 7年12月	中学校区別民生委員・児童委員研究会 開始
1996年	平成 8年 1月	福祉情報管理システム 導入
1996年	平成 8年 4月	住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」 開始
1996年	平成 8年 4月	在宅福祉サービス申請代行 開始
1996年	平成 8年 7月	企業ボランティア活動推進連絡協議会 開始
1997年	平成 9年 4月	在宅福祉サービス一覧ポスターの作成 実施
1997年	平成 9年 7月	在宅介護者の介護状況調査 実施
1997年	平成 9年10月	社協各種事業の定期評価検討 開始
1997年	平成 9年11月	地域ネットワーク勉強会 開始
1998年	平成10年 3月	福祉関係団体長会議 開始
1998年	平成10年 4月	地区別わくわくサロン（アクティビティサービス） 開始
1998年	平成10年 4月	企業ボランティアキャラバン 開始
1999年	平成11年 4月	緊急食材支援事業 開始
1999年	平成11年 9月	介護保険居宅介護支援事業所 設置
1999年	平成11年 9月	ボランティアセンター交流サロン管理運営 開始
2000年	平成12年 2月	介護保険指定訪問介護事業所 設置
2000年	平成12年 2月	介護保険指定福祉用具貸与事業所 設置
2000年	平成12年 4月	生活援助ホームヘルプサービス 受託
2000年	平成12年 4月	福祉車両貸出事業 開始
2000年	平成12年 4月	身体障害者デイサービス 受託
2000年	平成12年 9月	どきどきジュニア体験（青少年ワークキャンプ事業） 開始
2001年	平成13年 3月	地域福祉活動第2次行動計画「私たちでつくるやさしい町」策定
2001年	平成13年 3月	地域福祉権利擁護事業鹿行地域基幹型社協 受託
2003年	平成15年 4月	精神障害者ホームヘルプサービス 開始
2003年	平成15年 5月	介護保険指定訪問入浴介護事業所 設置
2003年	平成15年 8月	精神障害者地域生活支援ネットワーク会議 開始
2003年	平成15年 9月	知的障害者地域生活支援ネットワーク会議 開始
2004年	平成16年 1月	アスペルガー症候群（広汎性発達障害）を考える会（当事者）設立
2004年	平成16年 4月	知的障害者ホームヘルプサービス 開始
2004年	平成16年 4月	障害児ホームヘルプサービス 開始
2004年	平成16年 4月	子育てサロン「ダンボ」設立 活動支援 開始
2004年	平成16年 4月	通院送迎サービス 開始
2004年	平成16年 4月	保育サポーター「ひよこ」活動支援 開始
2004年	平成16年 6月	精神障害者ピアサポートグループ「青空」設立 活動支援 開始
2004年	平成16年 8月	神栖町・波崎町社協合併実務者検討会発足
2005年	平成17年 1月	精神障害者家族の集い活動支援 開始
2005年	平成17年 2月	神栖町・波崎町社協合併調印式
2005年	平成17年 4月	精神障害者デイサービス受託事業 開始
2005年	平成17年 7月	第2次地域福祉活動計画「私たちでつくるやさしいまち」策定
2005年	平成17年 7月	高次脳機能障害家族セルフヘルプグループ設立 活動支援開始
2005年	平成17年 8月	新生神栖市社会福祉協議会 発足
2005年	平成17年11月	第1期軽度発達障害療育者研修（全5回）開始
2005年	平成17年 4月	精神障害者デイサービス受託事業 開始
2006年	平成18年 1月	波崎地域精神障害者デイサービスクラブ活動 開始
2006年	平成18年 2月	第100回地域ネットワーク勉強会記念講演会（障害者自立支援法の解説）
2006年	平成18年 3月	第101回地域ネットワーク勉強会記念カイパバ講演会（発達障害者支援法）
2006年	平成18年 3月	第2次地域福祉活動計画「私たちでつくるやさしいまち」改訂版 策定

第1次計画の達成状況と検討事項(高齢者専門部会)

検証項目検討内容		神栖町社協の取り組み		今後の課題(部会での協議経過)		合併に際し(波崎町の状況等)	
国の取り組み	町の取り組み	神栖町社協第1次計画 H7~16		計画	実際	計画	実際
		神栖町社協第1次計画 H7~16	基本計画(目標)及び実施項目 内容等				
<p>ゴールドプラン21 H12~16</p> <p>具体的施策・重点項目</p> <p>人材確保と研修強化 在宅サービス担当チームヘルパー等の人材の養成確保を行う</p> <p>介護保険の整備 特別養護老人ホームや老人保健施設などニーズに合わせた整備をすすめる</p> <p>施設処遇の質的改善 寝かせきり防止、リハビリテーションの充実など施設処遇の改善を図る</p> <p>その他</p>	<p>神栖町保健福祉計画 第2期介護保険事業計画 H15~19</p> <p>実施項目及び具体的な目標・指針等</p> <p>家族介護者ヘルパー受講事業 ・マンパワーの確保</p> <p>宅老所 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 ケアハウス 養護老人ホーム 老人休養ホーム</p> <p>要介護認定 供給体制の整備方針 相談窓口の充実 サービス利用の促進 苦情解決体制の構築 サービス評価の推進 計画期間の総事業費の見込み 第1号被保険者の介護保険料の算定について 施策の分析、評価</p>	<p>社会福祉実習生の受け入れ ・訪問介護員実務研修の実施 ・地域福祉権利擁護事業生活支援員の育成</p> <p>継続 充実 充実</p> <p>実施 実施 実施</p>	<p>各実習生、研修生の受け入れはこれまで通り神栖町出身の対象者への支援として実施 ・社協ヘルパーの観点として、口腔ケアの重要性を認識できる研修の実施及び講師衛生士等の活用を検討 ・ホームヘルパー等ケアワーカーの社会福祉士、介護福祉士等の資格取得を積極的に支援し職員の質的向上を図り、名実共に福祉の力集団として住民や他機関、行政から頼られる組織を目指す ・本会のケアワーカーが福祉職として活躍し、知識、技術を身につける努力に対し、継続的な就労を可能とする処遇体系を再検討する</p>	<p>地域ケア会議や在宅ケアチームを通して各施設との連携を深め、施設サービスの内容を正し把握し施設利用相談に適切に対応できるようにする ・職員研修の充実 ・家族交流会、訪問活動等を通して介護ノウハウを在宅に正しく伝える</p>	<p>波崎社協による実績(はまんどい)社会福祉実習生の受け入れ、訪問介護員実務研修、地域福祉権利擁護事業生活支援員の育成について、全ての取り組みを継続実施する ・ソーシャルワーカー、ケアワーカーの質的向上を目指す、職場内外の各種研修へ積極的に職員を派遣する</p>	<p>地域ケアシステム 個別ケア支援強化 在宅ケアシステム ソーシャルアシスタントによる住民の施設利用ニーズを把握し、地域ケアシステムを充実させる ・波崎地域における地域ケアシステム 居宅介護支援事業の強化</p>	<p>波崎社協職員の直接サービス経験が少なくため、神栖社協ヘルパーズチーム、デイサービスセンター等での研修を実施し、ケアワーカーとしての意識付けを行う</p>
<p>介護サービス基盤の整備(1)つてもどこでも介護サービス)</p>	<p>分野別福祉活動の充実強化</p>	<p>施設サービスの利用ニーズを地域ケア会議及び専門ケアチーム会議等を通じて行政機関に提言する(ソーシャルアクション)</p> <p>職員 ・利用者の定期研修の実施 ・利用者家族との交流事業</p> <p>継続 継続</p> <p>推進 推進</p>	<p>施設整備については、社協による独自設置は根源的に困難であるし、介護保険制度の適正運用、必要ニーズにあわせた社会資源の整備は行政の役割であるため、本会で集約した住民ニーズを地域ケア会議や専門ケアチーム会議を通して提言し、機能を発揮し施設サービスの充実につなげる ・社協による施設サービス(待機、老健)等の運営実施について行政からの要望があれば場合は、その時点で再検討する</p>	<p>町介護保険課、介護支援センターとの連携 行政に対する提言機能はケア会議等を通じて実施 住民への福祉相談、福祉サービスのインフォメーションをこれまで以上に充実させる 介護認定審査会への参画は、行政からの要望があれば複数参加できる体制を整えておく</p> <p>継続 継続</p> <p>推進 推進</p>	<p>波崎町地域ケアシステムによるソーシャルアクションには機能はない 波崎町社協は介護保険関連サービスを実施していないため、制度の理解から進める必要がある 波崎地域ケアマネ、ヘルプ事業等を拡大していくために有資格者を確保する必要がある</p>		

第1次計画の達成状況と検討事項（高齢者専門部会）

検証 項目検討内容			
町の取り組み		神栖町福祉の取り組み	
国の取り組み	神栖町保健福祉計画 第2期介護保険事業計画 H15～19	神栖町社協第1次計画 H7～16	神栖町社協の取り組み
具体的施策・重点項目	実施項目及び具体的な目標・指針等	基本計画(目標)及び実施項目 内容等	計画 新実施年度 規程終了
			実際 推定年度 進捗状況
<p><b>高齢型老人グループホームの整備</b> 痴呆介護に対する必要の高まりに え、グループホームの整備を推進する</p>	<p>痴呆対応型グループホーム 痴呆対応型協同生活介護</p>	<p>施設サービス利用ニーズを地域ケア会議及び専門ケアチーム会議等を通じて行政機関に提言する(シリアルケア)</p>	<p>推進</p>
<p><b>痴呆介護の質的向上</b> 痴呆介護研究 研修体制の整備を 通じて痴呆介護の質的向上を図り 痴呆介護の専門職を養成する</p>	<p>痴呆理解のための講座等の開催 訪問看護による痴呆の個別ケア 痴呆相談の充実 徘徊高齢者家族支援サービス事業 痴呆性高齢者家族やすきたき支援事業 家族会・ボランティア団体の活動支援と情報提供</p>	<p>家族会等当事者グループの支援</p>	<p>推進</p>
<p><b>権利擁護体制の充実</b> 成年後見制度や地域福祉権利擁 護事業を活用した人権保護をすすめる</p>	<p>サービスの利用者及びその家族等のブライ シーの保護 成年後見制度利用支援事業 地域福祉権利擁護事業 苦情処理体制の整備</p>	<p>地域福祉権利擁護事業 成年後見制度相談対応</p>	<p>充実</p>
分野別福祉活動の充実強化			
<p>痴呆性高齢者支援対策の推進 (高齢者が尊厳を保ちながら暮らせる社会づくり)</p>			<p>地域福祉権利擁護事業については、社協が中立、公正なソーシャリティー機関であるから実施を認められる事業であり、地域社会の中で十分な判断力を持つ者、更に支援者の少ない対象者の福祉サービスを利用する権利と社会経済活動への参加を保障する重要な事業であるため、広報活動を充実させ今後とも積極的な展開を図る 成年後見制度の相談対応については、社会構造の変化に伴い、脆弱高齢者や独居の身体、知的、精神障害者等が増加していること、後見申請し立て案件実施しづらい状況にある、更に本市町では後見候補人になつてくれる人も少ない、状況にある、更に本市町では後見候補人としてのリーガルサポート登録司法書士や弁護士が存在しないため、希望者がいても身近な地域に後見人を確保できないという危険性が高い、従って社協自身が法人として後見団体を目指し判断力が十分もって対応している地域で生活していただく、と頼りないケアを持つ住民の様々な権利を守つていく取り組みを新たに展開していく必要がある 増加が見込まれる成年後見制度利用者のために、不足している後見機関としての準備として福祉職としての職業倫理を守り、対人援助に関する適切な知識、技術、価値観を持つ専門職を確保するため、社会福祉士、精神保健福祉士の資格取得を事業所として支援する 成年後見制度の法人後見団体になつていくための準備として後見人養成講座への職員派遣を行う 地域ケアセンター業務の専門機関化を明確にするため専門職(社会福祉士、精神保健福祉士)のみの配置を目指し、更に職員を図る</p>
<p>合併に際し (波崎町状況等)</p>	<p>波崎地域における住民ニーズ調査、ケアマネジメン等を実施されて いない 波崎社協における当事者支援活動は、 介護保険制度の居宅介護支援事業の中で展開する 地域ケアコーディネーターの配置により、 りわりのサポート等の予防的事業を展開する</p>	<p>住民ニーズを集約し行政に必要度を提言 グループホームの社協による設置は行政からの要望があつた時点で検討する 現ケアマネジャーの研修等を充実し痴呆介護に関する相談を適切に受けられるケアマネジャーを配置する 痴呆介護への各種サービスの企画等については、町基幹型在宅介護支援センターが中心となり、ケアマネジャーへの情報提供、やすきたき支援員の養成を行っているため、支援センターとの連携を充実させ痴呆介護世帯へのコーディネート機能の向上を図る 介護者の会わがばやわがわサポート等、各種目的別サークルの組織化支援を実施し介護家族や活動意欲のある住民の主体的な取り組みを支援する</p>	<p>波崎社協による相談対応はほとんどないため、地域ケアシステム内でのコーディネーター配置による適切な対応を行う</p>



第1次計画の達成状況と検討事項（高齢者専門部会）

国の取り組み		神栖町保健福祉計画 第2期介護保険事業計画 H15～19		神栖町社協第1次計画 H7～16		今後の課題（部会での協議経過）		合併に伴う状況等（波崎町の状況等）
		具体的施策・重点項目	実施項目及び具体的な目標・指針等	基本計画(目標)及び実施項目 内容等	計画 新発見際 規正見直し	実際 推進見直し 進捗見直し		
総合的な疾病管理の推進 体系的な健康評価（ヘルスアセスメント）に基づく個別健康教育を実施する	健康教育 健康相談 健康診査 機能訓練 歩行指導 健康度評価の実施	健康教育 健康相談 健康診査 機能訓練 歩行指導 健康度評価の実施	健康教育 健康相談 健康診査 機能訓練 歩行指導 健康度評価の実施	健康教育 健康相談 健康診査 機能訓練 歩行指導 健康度評価の実施	健康教育 健康相談 健康診査 機能訓練 歩行指導 健康度評価の実施	健康教育 健康相談 健康診査 機能訓練 歩行指導 健康度評価の実施	健康教育 健康相談 健康診査 機能訓練 歩行指導 健康度評価の実施	健康教育 健康相談 健康診査 機能訓練 歩行指導 健康度評価の実施
	地域リハビリテーション体制の整備 身近な医療機関においてリハビリテーションや介護予防に資する医療サービスが受けられるよう支援	転倒予防教室 日常生活運動作訓練事業 高齢者食生活改善事業 食の自立支援事業 生活管理指導事業 運動指導事業 生活介護支援通所事業 生きがい活動支援講座 老人大学 老人生きがい対策支援 生涯学習の普及 体力測定の実施 地域老人クラブの育成 シルバー人材センターの支援・育成	転倒予防教室 日常生活運動作訓練事業 高齢者食生活改善事業 食の自立支援事業 生活管理指導事業 運動指導事業 生活介護支援通所事業 生きがい活動支援講座 老人大学 老人生きがい対策支援 生涯学習の普及 体力測定の実施 地域老人クラブの育成 シルバー人材センターの支援・育成	転倒予防教室 日常生活運動作訓練事業 高齢者食生活改善事業 食の自立支援事業 生活管理指導事業 運動指導事業 生活介護支援通所事業 生きがい活動支援講座 老人大学 老人生きがい対策支援 生涯学習の普及 体力測定の実施 地域老人クラブの育成 シルバー人材センターの支援・育成	転倒予防教室 日常生活運動作訓練事業 高齢者食生活改善事業 食の自立支援事業 生活管理指導事業 運動指導事業 生活介護支援通所事業 生きがい活動支援講座 老人大学 老人生きがい対策支援 生涯学習の普及 体力測定の実施 地域老人クラブの育成 シルバー人材センターの支援・育成	転倒予防教室 日常生活運動作訓練事業 高齢者食生活改善事業 食の自立支援事業 生活管理指導事業 運動指導事業 生活介護支援通所事業 生きがい活動支援講座 老人大学 老人生きがい対策支援 生涯学習の普及 体力測定の実施 地域老人クラブの育成 シルバー人材センターの支援・育成	転倒予防教室 日常生活運動作訓練事業 高齢者食生活改善事業 食の自立支援事業 生活管理指導事業 運動指導事業 生活介護支援通所事業 生きがい活動支援講座 老人大学 老人生きがい対策支援 生涯学習の普及 体力測定の実施 地域老人クラブの育成 シルバー人材センターの支援・育成	転倒予防教室 日常生活運動作訓練事業 高齢者食生活改善事業 食の自立支援事業 生活管理指導事業 運動指導事業 生活介護支援通所事業 生きがい活動支援講座 老人大学 老人生きがい対策支援 生涯学習の普及 体力測定の実施 地域老人クラブの育成 シルバー人材センターの支援・育成
あだかむ地域社会づくりの支援 生活圏域での住民相互の支え合いを基本とした地域生活支援体制の構築を支援する	ミニデイホームわいわいわ 地区組織活動 住民ポランティア団体の活動支援 高齢者の地域生活支援 ポランティアセンターの充実 人権問題	ミニデイホームわいわいわ 地区組織活動 住民ポランティア団体の活動支援 高齢者の地域生活支援 ポランティアセンターの充実 人権問題	ミニデイホームわいわいわ 地区組織活動 住民ポランティア団体の活動支援 高齢者の地域生活支援 ポランティアセンターの充実 人権問題	ミニデイホームわいわいわ 地区組織活動 住民ポランティア団体の活動支援 高齢者の地域生活支援 ポランティアセンターの充実 人権問題	ミニデイホームわいわいわ 地区組織活動 住民ポランティア団体の活動支援 高齢者の地域生活支援 ポランティアセンターの充実 人権問題	ミニデイホームわいわいわ 地区組織活動 住民ポランティア団体の活動支援 高齢者の地域生活支援 ポランティアセンターの充実 人権問題	ミニデイホームわいわいわ 地区組織活動 住民ポランティア団体の活動支援 高齢者の地域生活支援 ポランティアセンターの充実 人権問題	ミニデイホームわいわいわ 地区組織活動 住民ポランティア団体の活動支援 高齢者の地域生活支援 ポランティアセンターの充実 人権問題
生活支援サービスの充実 高齢者に対する生活支援として配食や外出支援、軽度生活援助などの各種サービスを行う	訪問美容サービス事業 軽度生活支援乾燥消毒サービス事業 愛の定期便事業 敬老年金支給事業 日常生活用具給付事業 介護支援用具給付サービス事業 介護用品支給事業 介護副券金支給事業 循環バス	訪問美容サービス事業 軽度生活支援乾燥消毒サービス事業 愛の定期便事業 敬老年金支給事業 日常生活用具給付事業 介護支援用具給付サービス事業 介護用品支給事業 介護副券金支給事業 循環バス	訪問美容サービス事業 軽度生活支援乾燥消毒サービス事業 愛の定期便事業 敬老年金支給事業 日常生活用具給付事業 介護支援用具給付サービス事業 介護用品支給事業 介護副券金支給事業 循環バス	訪問美容サービス事業 軽度生活支援乾燥消毒サービス事業 愛の定期便事業 敬老年金支給事業 日常生活用具給付事業 介護支援用具給付サービス事業 介護用品支給事業 介護副券金支給事業 循環バス	訪問美容サービス事業 軽度生活支援乾燥消毒サービス事業 愛の定期便事業 敬老年金支給事業 日常生活用具給付事業 介護支援用具給付サービス事業 介護用品支給事業 介護副券金支給事業 循環バス	訪問美容サービス事業 軽度生活支援乾燥消毒サービス事業 愛の定期便事業 敬老年金支給事業 日常生活用具給付事業 介護支援用具給付サービス事業 介護用品支給事業 介護副券金支給事業 循環バス	訪問美容サービス事業 軽度生活支援乾燥消毒サービス事業 愛の定期便事業 敬老年金支給事業 日常生活用具給付事業 介護支援用具給付サービス事業 介護用品支給事業 介護副券金支給事業 循環バス	訪問美容サービス事業 軽度生活支援乾燥消毒サービス事業 愛の定期便事業 敬老年金支給事業 日常生活用具給付事業 介護支援用具給付サービス事業 介護用品支給事業 介護副券金支給事業 循環バス
居住環境等の整備 福祉用具などを活用しながら在宅で生活できるよう住宅改修等に関する研究、相談、サービス提供を行う	住宅改修費の支給 高齢者向け住宅（公営住宅）の提供 高齢者対応住宅新築等の支援 高齢者住宅改修の給付 外出支援サービス事業 交通手段の充実 公共施設・道路等の整備推進 緊急通報システム 高齢者世帯等の安全確保 高齢者の防災・交通安全等の安全教育	住宅改修費の支給 高齢者向け住宅（公営住宅）の提供 高齢者対応住宅新築等の支援 高齢者住宅改修の給付 外出支援サービス事業 交通手段の充実 公共施設・道路等の整備推進 緊急通報システム 高齢者世帯等の安全確保 高齢者の防災・交通安全等の安全教育	住宅改修費の支給 高齢者向け住宅（公営住宅）の提供 高齢者対応住宅新築等の支援 高齢者住宅改修の給付 外出支援サービス事業 交通手段の充実 公共施設・道路等の整備推進 緊急通報システム 高齢者世帯等の安全確保 高齢者の防災・交通安全等の安全教育	住宅改修費の支給 高齢者向け住宅（公営住宅）の提供 高齢者対応住宅新築等の支援 高齢者住宅改修の給付 外出支援サービス事業 交通手段の充実 公共施設・道路等の整備推進 緊急通報システム 高齢者世帯等の安全確保 高齢者の防災・交通安全等の安全教育	住宅改修費の支給 高齢者向け住宅（公営住宅）の提供 高齢者対応住宅新築等の支援 高齢者住宅改修の給付 外出支援サービス事業 交通手段の充実 公共施設・道路等の整備推進 緊急通報システム 高齢者世帯等の安全確保 高齢者の防災・交通安全等の安全教育	住宅改修費の支給 高齢者向け住宅（公営住宅）の提供 高齢者対応住宅新築等の支援 高齢者住宅改修の給付 外出支援サービス事業 交通手段の充実 公共施設・道路等の整備推進 緊急通報システム 高齢者世帯等の安全確保 高齢者の防災・交通安全等の安全教育	住宅改修費の支給 高齢者向け住宅（公営住宅）の提供 高齢者対応住宅新築等の支援 高齢者住宅改修の給付 外出支援サービス事業 交通手段の充実 公共施設・道路等の整備推進 緊急通報システム 高齢者世帯等の安全確保 高齢者の防災・交通安全等の安全教育	住宅改修費の支給 高齢者向け住宅（公営住宅）の提供 高齢者対応住宅新築等の支援 高齢者住宅改修の給付 外出支援サービス事業 交通手段の充実 公共施設・道路等の整備推進 緊急通報システム 高齢者世帯等の安全確保 高齢者の防災・交通安全等の安全教育

第1次計画の達成状況と検討事項（高齢者専門部会）

第1次計画の達成状況と検討事項（高齢者専門部会）		検証 項目検討内容		今後の課題（部会での協議経過）		合併に際し（波崎町の状況等）	
国の取り組み	町の取り組み	神栖町社協の取り組み		計画	実際	波崎社協では、社会福祉協議会の展開するソーシャルワーク機能、ケアマネジメント技術として体系化されていない。全て合併後も波崎地域でコーデイネーターを配置し実施	
		神栖町保健福祉計画 第2期介護保険事業計画 H15～19	神栖町社協第1次計画 H7～16				
ゴールドプラン21 H12～16	神栖町保健福祉計画 第2期介護保険事業計画 H15～19	神栖町社協第1次計画 H7～16	基本計画(目標)及び実施項目 内容等	新実施年度 推進見直し	推進見直し		
具体的施策・重点項目	実施項目及び具体的な目標・指針等	基本計画(目標)及び実施項目 内容等	基本計画(目標)及び実施項目 内容等	新実施年度 推進見直し	推進見直し		
利用者保護と信頼できる介護サービスの育成（安心して選べるサービスづくり）	在宅復帰支援サービス費の支給 在宅介護支援福祉用具購入費の支給 在宅介護支援訪問介護サービス費の支給 訪問介護利用者負担助成事業 社会福祉法人等による利用者負担助成事業 介護サービス利用者負担額の減免 介護サービス利用者負担額等助成事業 介護保険料軽減及び減免 介護保険短期入所支援事業 相談窓口等での情報提供 多様な情報提供 総合相談事業の充実 福祉情報システムによる共有化 身近な相談所の設置 地域ケアシステム事業 保健 医療 福祉の連携強化	ふれあい 総合相談 ケアマネジメント 地域住民の啓発活動 地域ケアシステム推進事業 地域ケア専門ケアチーム会議 地域ケア在宅ケアチーム会議 在宅訪問活動 広報紙の発行 啓発パンフレットの作成 福祉サービス一覧ポスターの作成	継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施	継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施	継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施		
情報化と利用者保護の推進 事業による情報開示、介護サービスの質の評価を促進する	在宅復帰支援サービス費の支給 在宅介護支援福祉用具購入費の支給 在宅介護支援訪問介護サービス費の支給 訪問介護利用者負担助成事業 社会福祉法人等による利用者負担助成事業 介護サービス利用者負担額の減免 介護サービス利用者負担額等助成事業 介護保険料軽減及び減免 介護保険短期入所支援事業 相談窓口等での情報提供 多様な情報提供 総合相談事業の充実 福祉情報システムによる共有化 身近な相談所の設置 地域ケアシステム事業 保健 医療 福祉の連携強化	在宅介護支援サービス費の支給 在宅介護支援福祉用具購入費の支給 在宅介護支援訪問介護サービス費の支給 訪問介護利用者負担助成事業 社会福祉法人等による利用者負担助成事業 介護サービス利用者負担額の減免 介護サービス利用者負担額等助成事業 介護保険料軽減及び減免 介護保険短期入所支援事業 相談窓口等での情報提供 多様な情報提供 総合相談事業の充実 福祉情報システムによる共有化 身近な相談所の設置 地域ケアシステム事業 保健 医療 福祉の連携強化	在宅介護支援サービス費の支給 在宅介護支援福祉用具購入費の支給 在宅介護支援訪問介護サービス費の支給 訪問介護利用者負担助成事業 社会福祉法人等による利用者負担助成事業 介護サービス利用者負担額の減免 介護サービス利用者負担額等助成事業 介護保険料軽減及び減免 介護保険短期入所支援事業 相談窓口等での情報提供 多様な情報提供 総合相談事業の充実 福祉情報システムによる共有化 身近な相談所の設置 地域ケアシステム事業 保健 医療 福祉の連携強化	在宅介護支援サービス費の支給 在宅介護支援福祉用具購入費の支給 在宅介護支援訪問介護サービス費の支給 訪問介護利用者負担助成事業 社会福祉法人等による利用者負担助成事業 介護サービス利用者負担額の減免 介護サービス利用者負担額等助成事業 介護保険料軽減及び減免 介護保険短期入所支援事業 相談窓口等での情報提供 多様な情報提供 総合相談事業の充実 福祉情報システムによる共有化 身近な相談所の設置 地域ケアシステム事業 保健 医療 福祉の連携強化	在宅介護支援サービス費の支給 在宅介護支援福祉用具購入費の支給 在宅介護支援訪問介護サービス費の支給 訪問介護利用者負担助成事業 社会福祉法人等による利用者負担助成事業 介護サービス利用者負担額の減免 介護サービス利用者負担額等助成事業 介護保険料軽減及び減免 介護保険短期入所支援事業 相談窓口等での情報提供 多様な情報提供 総合相談事業の充実 福祉情報システムによる共有化 身近な相談所の設置 地域ケアシステム事業 保健 医療 福祉の連携強化		
福祉用員の勤務普及 生活ニーズに合わせて福祉用具の提供	居宅介護支援 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与 居宅療養管理指導 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入所者生活介護	居宅介護支援 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与 居宅療養管理指導 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入所者生活介護	居宅介護支援 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与 居宅療養管理指導 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入所者生活介護	居宅介護支援 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与 居宅療養管理指導 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入所者生活介護	居宅介護支援 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与 居宅療養管理指導 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入所者生活介護		
高齢者の保健増進 （保健増進事業による健康づくり）	福祉用員の勤務普及 生活ニーズに合わせて福祉用具の提供	福祉用員の勤務普及 生活ニーズに合わせて福祉用具の提供	福祉用員に関する相談対応	福祉用員に関する相談対応	福祉用員に関する相談対応		
長寿科学の推進	福祉用員の勤務普及 生活ニーズに合わせて福祉用具の提供	福祉用員の勤務普及 生活ニーズに合わせて福祉用具の提供	福祉用員に関する相談対応	福祉用員に関する相談対応	福祉用員に関する相談対応		
福祉教育の推進 介護福祉士等、福祉専門職の確保、合わせて学童、生徒のボランティア活動を推進	福祉用員の勤務普及 生活ニーズに合わせて福祉用具の提供	福祉用員の勤務普及 生活ニーズに合わせて福祉用具の提供	福祉用員に関する相談対応	福祉用員に関する相談対応	福祉用員に関する相談対応		
国際交流の推進	福祉用員の勤務普及 生活ニーズに合わせて福祉用具の提供	福祉用員の勤務普及 生活ニーズに合わせて福祉用具の提供	福祉用員に関する相談対応	福祉用員に関する相談対応	福祉用員に関する相談対応		

第1次計画の達成状況と検討事項（障害者専門部会）

国の取組		町取組		神栖町社協の取組		今後の課題（部会での協議経過）		合併に際し（波崎町の状況等）	
新身障害者プラン H15～19	神栖町障害者プラン H14～18	神栖町社協第1次計画 H7～16	計画	実施	神栖町社協の取組	計画	実施	神栖町社協の取組	合併に際し（波崎町の状況等）
具体的施策重点項目	実施項目及び具体的な目標・指針等	基本計画(目標)及び実施項目・内容等	新実施	推進	基本計画(目標)及び実施項目・内容等	新実施	推進	神栖町社協の取組	合併に際し（波崎町の状況等）
障害の原因となる疾病の予防と治療 医学的リハビリテーション	乳幼児健康診査 訪問指導 おとな健康診査 おとな広場 通所リハビリ機能回復(復訓練) 医療福祉費の支給 ことばと発達相談室*	ことばと発達相談室	継続	見直	ことばと発達相談室	継続	見直	波崎町社協では波崎町からの受託事業として、言語聴覚士1名と委託契約を結ぶ前年の児童の数を委託先に相談室を運営、本会との対象者範囲、頻度、予算額に違いが大きい	波崎町社協では波崎町からの受託事業として、言語聴覚士1名と委託契約を結ぶ前年の児童の数を委託先に相談室を運営、本会との対象者範囲、頻度、予算額に違いが大きい
福祉用具の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進	やさしい福祉の発行 ホームページによるサービス情報の提供* 障害者情報バリエーション化支援 図書館利用に障害のある人々へのサービス 声点字広報 聴覚障害者のための防災マニュアルサービス 各種クレーム・コンプライアンス 各種心身障害者社会参加支援 神栖町身体障害者福祉協議会活動支援	ホームページによる情報の提供 福祉サービス一覧ポスターの配布 盲人用録音物貸出事業 福祉関係団体への活動支援(身体障害者福祉協議会)	新規 継続 継続 新規 継続	実施 実施 実施 実施	ホームページによる情報の提供 福祉サービス一覧ポスターの配布 盲人用録音物貸出事業 福祉関係団体への活動支援(身体障害者福祉協議会)	新規 継続 継続 新規 継続	実施 実施 実施 実施	波崎町社協では昨年3回行政区經由による広報紙「おもいやり」の配布。 ホームページによる情報提供、サービス一覧ポスター発行、盲人用録音物貸出等は波崎町社協では全て実施していた。	波崎町社協では昨年3回行政区經由による広報紙「おもいやり」の配布。 ホームページによる情報提供、サービス一覧ポスター発行、盲人用録音物貸出等は波崎町社協では全て実施していた。
欠格条項見直しに伴う環境整備									
生活支援 利用者本位の相談支援体制の充実	専門相談機関の設置 相談窓口の専門職員配置 地域ケアシステム推進* やさしい福祉総合相談*	やさしい福祉総合相談	充実 新規 新規 継続	実施 見直 実施 推進	やさしい福祉総合相談 職員研修 相談管理集計ソフトの導入 専用相談室の確保 地域ケアシステムの推進	充実 新規 新規 継続	実施 見直 実施 推進	波崎町社協では2つの中学校区に1名の地域ケアコーディネーターを配置し、相談対応、コーディネート、モニタリング等を行なうシステムがほしい。	波崎町社協では2つの中学校区に1名の地域ケアコーディネーターを配置し、相談対応、コーディネート、モニタリング等を行なうシステムがほしい。
在宅サービス	ホームヘルプサービス* 身体障害者デイスーパー* 知的障害者デイスーパー 重度心身障害者訪問入浴サービス* 福祉用具の貸与* 家族介護用品支給 障害児通園(デイスーパー)つくしほほ ガイドヘルプ 精神障害者デイスーパー 地域福祉権利擁護事業* 埋容美容サービス 障害児タスクアササービス レスパイトサービス	身体障害者ホームヘルプサービス 知的障害者ホームヘルプサービス 障害児ホームヘルプサービス 身体障害者デイスーパー 重度心身障害者訪問入浴サービス 福祉用具の貸与 住民参加型在宅福祉サービス「うらるかみず」 ガイドヘルプボランティアの育成 地域福祉権利擁護事業 福祉車両貸出 移送サービス	継続 新規 新規 継続 新規 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続	実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 見直	身体障害者ホームヘルプサービス 知的障害者ホームヘルプサービス 障害児ホームヘルプサービス 身体障害者デイスーパー 重度心身障害者訪問入浴サービス 福祉用具の貸与 住民参加型在宅福祉サービス「うらるかみず」 ガイドヘルプボランティアの育成 地域福祉権利擁護事業 福祉車両貸出 移送サービス	継続 新規 新規 継続 新規 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続	実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 見直	波崎町社協では身体・知的障害者、障害児ホームヘルプサービス、重度心身障害者訪問入浴サービス、福祉用具貸与の実施なし、合併後はサービス提供エリアを新市全体に拡大し、波崎地域におけるニーズ把握し、必要に合わせた営業範囲の拡大を図る。 波崎町社協での住民参加型在宅福祉サービスの取組がほしい。 波崎町社協での福祉車両貸出、移送サービスの実施なし。	波崎町社協では身体・知的障害者、障害児ホームヘルプサービス、重度心身障害者訪問入浴サービス、福祉用具貸与の実施なし、合併後はサービス提供エリアを新市全体に拡大し、波崎地域におけるニーズ把握し、必要に合わせた営業範囲の拡大を図る。 波崎町社協での住民参加型在宅福祉サービスの取組がほしい。 波崎町社協での福祉車両貸出、移送サービスの実施なし。

第1次計画の達成状況と検討事項（障害者専門部会）

国の取組		町の取組		神栖町社協の取組		今後の課題（部会での協議経過）		合併に際し（波崎町の状況等）	
新身障害者プラン H15～19	具体的施策・重点項目	神栖町障害者プラン H14～18	実施項目及び具体的な目標・指針等	神栖町社協第1次計画 H7～16	基本計画(目標)及び実施項目・内容等	計画 新卒継続 新規継続	実際 措置見直し 措置見直し		
生活環境 ・障害者が安心して暮らせる生活環境の確保		町内循環バス無料バス交付 身体障害者のための住宅設備の紹介 道路等のバリアフリー化 相互協力体制、緊急対応援連絡体制の整備 防災組織体制の整備、防災教育、訓練の実施 生活必需品の調達及び配布を行う際の配慮 緊急通報システム 小地域ネットワークづくり		地域ケアシステム		継続	充実	波崎社協では地域ケアコーディネーターを1名配置しているがその対象者は主に高齢者となっている。 波崎町社協での地域ケアコーディネーターは月1回開催されているが、参加メンバーは責任者レベルで実質的なケアプランにはおぼつかず、事例報告担当している。 波崎町社協では委員を委嘱し費用弁償を支払っている。	
保健・医療		相談窓口の専門職配置 専門相談機関の設置						知的障害者支援ネットワーク会議及び精神障害者支援ネットワーク会議を通じて、利用者別の福祉の組織化を進め、各ケアプランに地域で安心して暮らせるためのケアチームを組織していく。これらの取り組みを専門的に進めていく。ユニバーサルデザイン・カーナビ協内に養成する。ユニバーサル障害者が日頃から参加できるスポーツ、文化活動を増やしていく支援が必要。	保健師部門（行政）で実施。
福祉 在宅サービス		精神障害者ホームヘルプサービス 精神障害者デイサービス 精神障害者ケアマネジスト 精神障害者シヨートステイ	分野別福祉活動の充実強化	精神障害者ホームヘルプサービス 地域福祉権利擁護事業		継続	実施 実施	波崎地域の精神障害者ホームヘルプサービスは社協以外の民間事業所において提供されている。 波崎町社協による地域福祉権利擁護事業の相談対応はほとんどないため、地域ケアシステム内でのコーディネート業務に重点を置き、適切な対応を行う。	
施設サービス		精神障害者グループホーム						地域ケアシステムを充実させ、ニーズの確認ができば時点で行政に提言していく。	波崎地域でのニーズを把握し、確認ができば時点で行政に提言していく。
共生社会に關する国民理解の向上		ふれ愛フェスティバルへの参加 精神障害に関する広報啓発	分野別福祉活動の充	ふれ愛フェスティバル 在宅福祉サービス一覧ポスター ホームページ 社協ニュース ボランティアインフォメーション 地域ネットワークニュース 理事通信 やわらか通信 きぼうの家ニュース ボランティアの集い		継続 継続 新規 継続 継続 継続 継続 継続 継続	継続 見直し 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続	知的障害者及び精神障害者については地域住民はもとより、医療機関や行政といったところでも正しい障害理解の浸透がなされ、差別的な見方や偏見が定着してはならない。相談機関の設置や直接サービス、様々な広報媒体を活用し、積極的に正しい理解の促進を図る。 知的障害者、精神障害者が気軽に社会との接点を得られるよう、イベントや勉強会を通じて住民と交流を図る機会を充実させる。	波崎社協では年3回行政区経由で広報紙「おもいやり」を配布。

精神障害者施策の充実

啓発・広報

第1次計画の達成状況と検討事項(障害者専門部会)

国の取組		町の取組		検証項目検討内容		神栖町社協の取組		今後の課題(部会での協議経過)		合併に際し(波崎町の状況等)	
新身障害者プラン H15~19	神栖町障害者プラン H14~18	神栖町社協第1次計画 H7~16	計画	実際	神栖町社協第1次計画 H7~16	計画	実際	今後の課題(部会での協議経過)	合併に際し(波崎町の状況等)		
具体的施策・重点項目	実施項目及び具体的な目標・指針等	基本計画(目標)及び実施項目・内容等	新卒継続規模増進	新卒継続規模増進	基本計画(目標)及び実施項目・内容等	新卒継続規模増進	新卒継続規模増進	知的障害者支援ネットワーク会議及び精神障害者支援ネットワーク会議を通じて、福祉の組織化を図り、連携の中で既存サービスの評価を行い、より利用しやすいサービスに変えていく努力を継続する。	波崎社協では地域ケアシステム事業として月1回定期的にサービスマニエールを刷新しているが、その対象の多くは高齢者となっている。		
関係機関・団体との連携による公共サービス事業者に対する障害者理解を促進する	更生巡回相談(県)との連携 身体・知的障害者相談員による相談(県) *波崎町福祉総合相談* *精神保健福祉に関する相談	地域ケアシステム *波崎町総合相談*	充実	見直し	地域ケアシステム *波崎町総合相談*	充実	見直し	知的障害者支援ネットワーク会議及び精神障害者支援ネットワーク会議を通じて、福祉の組織化を図り、連携の中で既存サービスの評価を行い、より利用しやすいサービスに変えていく努力を継続する。	波崎社協では地域ケアシステム事業として月1回定期的にサービスマニエールを刷新しているが、その対象の多くは高齢者となっている。		
一貫した相談支援体制の整備	幼稚園 保育園での障害児受入 *障害児における学童保育の実施*	分野別福祉活動の充実強化	充実	実施	分野別福祉活動の充実強化	充実	実施	10歳児から高齢者までのライフステージでみた場合、社協は養護学校卒業前までの情報が不足している。更生医療、1歳6か月検診、障害児保育、特設学校教育および成長過程で情報からシステム連携が図られていく必要がある。医療、保健、教育の各段階で専門者が関わり、それぞれの育成歴や情報が一連の流れでまとまっているのは、地域で生活を始める際に有効である。	波崎社協では2つの中学校区に1名の地域ケアコーディネーターを置き、責任をもつ相談対応、コーディネート、モニタリングを行うという仕組みができていない。波崎地区でも同様の機能を維持できるよう努める。		
専門機関の機能の充実と多様化	児童発達支援センターの推進* ボランテアセラピー機能の充実* ボランテアセラピーの育成*	児童生徒・介護職員の派遣	継続	見直し	児童生徒・介護職員の派遣	継続	見直し	ボランテアセラピー、ボランテアセラピー機能の充実、ボランテアセラピーの育成について波崎町部会で議論			
指導力の向上と研究の推進	児童生徒・介護職員の派遣	児童生徒・介護職員の派遣			児童生徒・介護職員の派遣						
施設のパブリック化の推進	公共施設のバリアフリー化	公共施設のパブリック化			公共施設のパブリック化						
雇用・就業の確保	障害者雇用促進補助 自動車運転免許取得費補助 自動車改造費補助 生活福祉資金利子補給 民間企業への障害者雇用の働きかけ 重度身体障害者(児)交通費支給 重度障害者(児)住宅リノベーション事業補助金 心身障害者扶養共済制度 心身障害者扶養共済掛金補助	分野別福祉活動の充実強化			分野別福祉活動の充実強化			養護学校での就職支援と地域での就労支援が段階的に出来るように、一度就職に失敗しても再度挑戦できる仕組みが必要。 *身体障害者には白自動車運転免許取得費の補助制度があるが、知的にはない。鹿島養護学校卒業生で利用したい人がいるが現状では使えない。また、仕事は出来ても通勤手段が無いために就職できない場合がある。 *今後障害者種別毎に小規模生産施設、小規模作業所を設け、その中でジョブコーチも育成していく方向で検討されている。	行政で展開		
職業訓練の実施等	福祉作業所運営 宅ぼろ家* 福祉的就労支援	福祉作業所運営 宅ぼろ家* 福祉的就労支援	継続	実施	福祉作業所運営 宅ぼろ家* 福祉的就労支援	継続	実施	現在宅ぼろの家ではヘルパー・エプロンの洗濯、ドライバーの精除、ヘルパー・カーの洗車という仕事をしている。このように身近な仕事から訓練していく、徐々に活動の場を広げられるよう委員から期待されているが、ジョブコーチ足り得るスタッフの確保、不景気な中で職場開拓等大きな課題が残されている。また、精神障害者の就労支援も大きな課題である。	生活福祉資金貸付は波崎社協でも実施しており、合併後もこれまで通り実施する。 波崎社協では福祉作業所の取組もなす。		



第1次計画の達成状況と検討事項(ボランティア専門部会)

検証項目検討内容		神栖町社協第1次計画 H7-16		今後の課題(部会での協議経過)		合併し(波崎町の状況等)	
重点目標	第2次ボランティア市民活動推進5年(平成15年)	計画	実施	計画	実施	計画	実施
活動促進のためのルールと仕組みづくり	<p>全社協の取り組み</p> <p>実施項目 指針等</p> <p>ボランティア型サービス提供システム</p> <p>学校、大学、学生ボランティア等ネットワーク</p> <p>企業、労組の社会貢献ネットワーク</p> <p>防災、災害ボランティア支援ネットワーク</p> <p>ボランティア市民活動推進協議会、懇談会</p>	<p>基本計画(目標)及び実施項目、内容等</p> <p>ボランティアセンター運営委員会の設置</p> <p>ボランティア情報に関する生涯学習課や文化・スポーツ振興公社、NPOとの連携</p> <p>善意銀行やキヤリアンを通じた企業との連携</p> <p>福祉教育を通じた町内小学校、中学校、学校教育課との連携</p> <p>近隣社協と合同によるボランティア集会の開催</p> <p>防災時のボランティア受け入れに関する町総務課、県社協、近隣社協との連携</p> <p>子育て支援を通じた社会福祉課、児童館、子育てサポーターとの連携</p>	<p>新実施</p> <p>継続</p> <p>新規</p>	<p>町内でボランティアの相談窓口、コーディネートする機関はボランティアセンターのみとなっている。しかし現在のボランティアセンターはボランティアや福祉に関する情報把握してあらず、生涯学習や健康、スポーツ等ボランティアの情報ほとんど把握していない。また住民が気軽にボランティアの相談や情報を得られるようなボランティア相談窓口の設置や情報の共有化についてボランティアセンターが各機関と連携し、福祉と一体的なボランティアネットワークづくりを取り組む必要がある。</p> <p>災害時のボランティア活動支援については、行政の防災担当課、近隣社協と連携しながら、神栖社協の防災マニュアルを整備しなくてはならない。</p> <p>子育て支援の相談窓口は、社会福祉課、児童センター、健康増進課、保育所、学校教育課、幼稚園、学校、病院、社協等相談窓口は点在している。か子育て支援ネットワークは確立されていない。児童のライフステージごとにどこかがわかるサービス相談機関、住民参加の子育て支援団体等をつなぐネットワークづくりを確立し、安心して子育てができる環境づくりを進めてゆかねばならない。</p>	<p>委員会等項等はほぼ同一。</p> <p>波崎町社協による取り組みはない。</p> <p>波崎町社協による取り組みはない。</p> <p>波崎町社協による取り組みはない。</p> <p>波崎町社協による取り組みはない。</p> <p>茨城県社協の防災ボランティアの把握</p> <p>波崎町社協による取り組みはない。</p> <p>子育て支援ボランティアの保険加入のみ波崎町社協が実施。</p> <p>必要に応じて実施。</p> <p>波崎町社協による取り組みはない。</p> <p>お金は寄付金として社協へ、物はボランティア施設へ、人は社協がお招きしてを依頼。</p> <p>ボランティア加入により、施設等の個人ボランティアは出て来ている。</p> <p>社協にて継続実施。</p> <p>3回/年社協広報紙として全戸配布。内容的に限り有り、掲載できない事もある。</p> <p>波崎町社協による取り組みはない。</p> <p>専用ルームなくセンターの1室を使用。ボランティア以外の事業の利用もある。</p> <p>波崎町社協による取り組みはない。</p>		
社会貢献マケットの形成	<p>[高]住民活動支援の為のボランティアの情報充実</p> <p>[身]小地域ネットワークづくりの推進</p> <p>[身]ボランティア情報提供、提供し、障害者やボランティア、一般住民が自由に等に使えるスペースを提供</p>	<p>ボランティアへの助成金情報の提供</p> <p>福祉活動基金管理運営委員会の設置、運営</p> <p>善意銀行</p> <p>ボランティア保険情報提供と受付窓口</p> <p>善意銀行</p> <p>共同募金事業</p>	<p>継続</p> <p>新規</p> <p>継続</p>	<p>ボランティア活動の活性化につなげることができている。</p> <p>現在のボランティアという言葉の持つ余剰(お金、時間、心のゆとり等)がある人がやるといふイメージが強い。これには、どの人の心にもあるが、リアルな気持ちで表現できるような自然な形で出来るボランティア活動を、広報紙やホームページ、交流サロンを活用して広義のボランティアの情報ネットワークを構築することが必要である。</p>			
ボランティア情報ネットワークの充実	<p>ボランティア情報ネットワークの充実</p> <p>ボランティア情報ネットワークの充実</p>	<p>ボランティア情報ネットワークの発行(月一回発行)</p> <p>ボランティアセンターによる発行</p> <p>社協ホームページでの情報提供</p> <p>交流サロンの運営</p> <p>ボランティア情報ネットワーク事業</p>	<p>継続</p> <p>新規</p> <p>継続</p>	<p>波崎町社協では月1回実施している食育型サービスを利用している人を対象に、年1回、年末に実施。</p> <p>波崎町社協による取り組みはない。</p> <p>波崎町社協による取り組みはない。</p> <p>ひとり暮らし、70歳以上の方を対象に年1回、年末に実施。</p> <p>波崎町社協による取り組みはない。</p> <p>1回/月の希望者。</p> <p>ボランティア担当者だけでなく、他の職員も事務支援を実施。</p>			

第1次計画の達成状況と検討事項(組織強化(合併専門部会))

町の取組		神栖町社協の取組		今後の課題(部会での協働経過)		今後の方向性(取組内容)	
新基本要綱 H4	市区町村社協経営指針 H15	神栖町社協第1次計画 H7~16		計画	実施		
重点項目	実施項目及び具体的な目標・指針等	基本計画(目標)及び実施項目 内容等		新衣強県 規美院上	推美別院 通直直上		
社協の組織体制	地区社協、住民自治組織、当事者等の組織、又は住民参加	住民参加・協働による福祉社会の実現 社会福祉事業の担い手としての住民参加		一律に 学校区単位と地図上で区切るのではなく、それぞれの町の特性に応じて学べる「場」を構築し、住人のニーズが日常的に把握できる「場」		・波崎町社協の会費額は、本会の1/2であるが、加入率は高い。現行の地域組織を守りつつ、目的別(当事者向け)課題を抱える人々等、別コミュニケーションを積極的に推進する	
	社会福祉に関する活動を行う団体(ボランティア・NPO法人)	幅広い市民活動団体の、地域福祉や社協への参加を働きかける 介護・福祉関連の民間企業やNPO法人等を構成員として明確に位置づけ		福祉分野以外の団体への社協としての関わり(市民団体・NPOまで含めたい)捉え方が全体的な流れ)互いに頼りながら、一方で協働・連携が求められているNPO同士の連携づくりに関して社協はどの関わりか		・NPOの設立数は少ないが、適切な情報提供機会の確保に加え、本会との共同活動等について検討し、連携を強化する	
理事	社会福祉施設・サービス事業者	社協と組織への理解を得る さらなる連携が必要であり、社協の主要な構成員として位置づける		高齢・障害・ボランティア部会でそれぞれ検討		実務者レベルでは、これまで通り地域ケアシステムを活用した連携強化を図り、各種事業については、担当課との定期的な情報交換会等を実施していく	
	社会福祉行政機関	構成員・団体から適切な人材選出 会長、常務理事、担当理事、行政職員、学識経験者		継続		合併後には、地域的、分野的/バラバラの役割が担われてきた。これまでに、以上各種取組に参画して来た。また、幹事役員会の機能強化を図るとともに、社会福祉事業、公益事業、組織経営等の理事担当制を確立する	
役員	行政職員の社協経営への参画	公民の調整役として		継続		必ずしも民間人の登用が必要というだけでなく、社会福祉法人としての自立した専門的組織にないといけない	
	勤務実態に応じた役員報酬の検討	社協事業経営に専念し経営判断を常時行える適任者を地域の中から選出		継続		理事の任期満了:平成16年3月31日 ・民間企業的な役員選出のあり方 理事の居住地域がある区域に固まらぬよう配慮	
体制	民間人の登用	一定の役員報酬の支給		継続		代表権や役員としての責務等も含め総合的な判断が必要	
	代表権を有する事業担当理事	会長以外に特定の事業や業務について代表権を有する理事を置く 財務、労務、法務、IT/マネジメント等		継続		経営責任のとれる組織体制への移行	
監事	適切な人材選出	2名以上、うち1名は社会福祉法人会計基準の財務諸表を監査し得るもの		継続		・税理士 会計士事務所等との業務委託を検討し、適切な予算管理、執行を行う	
	外部監査の検討	社協事業を客観的に評価できる仕組みとして		継続		理事会と同様に、合併後は地域、分野的にバランスのとれた更生とする。また、HP等の広報を充実し、より開かれた評議員会とする	
評議員会	社会福祉法に基づき「選出規程」	構成員組織から適切な選出過程を経て選出すること明確に		継続		任期満了:平成16年3月31日 構成員の位置付け(会費制度含む)と併せて検討が必要	
	評議員会の公開・傍聴制度	審議内容についてHP上で公開 検討事項に関するパブリックコメント		継続			



第1次計画の達成状況と検討事項(組織強化(合併専門部会))

町の取組内容			町取組内容		神栖町社協の取組内容		今後の課題(部会での協議経過)		今後の方向性(取組内容)														
国の取組	新基本要綱 H4	重点項目	市区町村社協経営指針 H15		神栖町社協第1次計画 H7~16		計画	実施	実施	実施													
			実施項目及び具体的な目標・指針等	地域福祉の推進の活性化や福祉サービスの開発	基本計画(目標)及び実施項目 内容等	新衣座席 規程改正					新衣座席 推進向上												
社会福祉法第九十九条に社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられる	社協の組織体制	地域の多様な意見・参加が求められる委員会等 社協事業経営の判断が求められる委員会等 第三者性が求められる委員会等	地域福祉の推進の活性化や福祉サービスの開発	社協事業への住民参加 協働 関係団体や専門職等の連絡・連携 経営管理理事や専門家、担当職員により構成し、クロスで運営 公益性の高い事業を中立的公正に運営するための委員会等	基本計画(目標)及び実施項目 内容等	総合企画委員会 ボランティアセンター運営委員会 地域福祉活動計画策定委員会 福祉活動基金管理運営委員会 (専門ケアチーム会議?)	継続 継続 継続	実施 実施 実施	理事の参画(担当制への導入) ・構成員(団体)からの積極的な選出	委員会設置の本質を整理し、各理事が担当として参画するかに移行する また、事業の必要性にあわせて課題別委員会の立ち上げを進め、多様な分野から委員参画してもらう													
											住民委員会制度	H10 7,654,000 (69.2%)	継続	実施	趣旨を理解納得の上での加入より、慣例として会員になる住民が多い 茨城県内の平均会費額はおおむね500円程度	合併したとしても会費額については、神栖町にあわせて1000円に移行 会費の使い道については、よび住民に理解してもらえよう。社協ならでの取組みを積極的に広報していく							
												H11 7,623,000 (65.2%)					特別に規定なし (法人会員として加入している団体等もある)	構成員とは何を指すのかを明確化した上で、新たな会員制度として取組んでみてはどうか。	合併による規模の拡大にあわせ、改めて構成員である社協会員を明確に位置付けする				
												H12 7,714,000 (65.8%)								議会議員、民生委員、行政区分長等の理解を得、増額確保の必要性が高い	合併後は、法人会費、特別会費とも本会金額にあわせ、積極的な事業展開及びタイムリーな広報活動により増収を目指す		
												H13 7,990,000 (68.0%)										特別会費と同様に減収傾向にあるため、理解の浸透を図る取組みに力を入れる	合併による規模の拡大にあわせ、改めて構成員である社協会員を明確に位置付けする
												H14 7,900,000 (66.6%)											
											H15 7,913,000 (66.8%)	特別に規定なし (法人会員として加入している団体等もある)	議会議員、民生委員、行政区分長等の理解を得、増額確保の必要性が高い	合併後は、法人会費、特別会費とも本会金額にあわせ、積極的な事業展開及びタイムリーな広報活動により増収を目指す	合併による規模の拡大にあわせ、改めて構成員である社協会員を明確に位置付けする								
											会費					H10 290,000	継続	実施	趣旨を理解納得の上での加入より、慣例として会員になる住民が多い 茨城県内の平均会費額はおおむね500円程度	合併したとしても会費額については、神栖町にあわせて1000円に移行 会費の使い道については、よび住民に理解してもらえよう。社協ならでの取組みを積極的に広報していく			
												H11 235,000	特別に規定なし (法人会員として加入している団体等もある)	構成員とは何を指すのかを明確化した上で、新たな会員制度として取組んでみてはどうか。	合併による規模の拡大にあわせ、改めて構成員である社協会員を明確に位置付けする								
												H12 245,000				議会議員、民生委員、行政区分長等の理解を得、増額確保の必要性が高い					合併後は、法人会費、特別会費とも本会金額にあわせ、積極的な事業展開及びタイムリーな広報活動により増収を目指す		
H13 180,000	特別に規定なし (法人会員として加入している団体等もある)	構成員とは何を指すのかを明確化した上で、新たな会員制度として取組んでみてはどうか。	合併による規模の拡大にあわせ、改めて構成員である社協会員を明確に位置付けする																				
H14 170,000				特別に規定なし (法人会員として加入している団体等もある)	構成員とは何を指すのかを明確化した上で、新たな会員制度として取組んでみてはどうか。	合併による規模の拡大にあわせ、改めて構成員である社協会員を明確に位置付けする																	
H15 200,000	特別に規定なし (法人会員として加入している団体等もある)	議会議員、民生委員、行政区分長等の理解を得、増額確保の必要性が高い	合併後は、法人会費、特別会費とも本会金額にあわせ、積極的な事業展開及びタイムリーな広報活動により増収を目指す				合併による規模の拡大にあわせ、改めて構成員である社協会員を明確に位置付けする																
H10 3,340,000				継続	実施	趣旨を理解納得の上での加入より、慣例として会員になる住民が多い 茨城県内の平均会費額はおおむね500円程度		合併したとしても会費額については、神栖町にあわせて1000円に移行 会費の使い道については、よび住民に理解してもらえよう。社協ならでの取組みを積極的に広報していく															
H11 3,670,000	特別に規定なし (法人会員として加入している団体等もある)	構成員とは何を指すのかを明確化した上で、新たな会員制度として取組んでみてはどうか。	合併による規模の拡大にあわせ、改めて構成員である社協会員を明確に位置付けする																				
H12 3,600,000							議会議員、民生委員、行政区分長等の理解を得、増額確保の必要性が高い		合併後は、法人会費、特別会費とも本会金額にあわせ、積極的な事業展開及びタイムリーな広報活動により増収を目指す														
H13 3,300,000										特別に規定なし (法人会員として加入している団体等もある)	構成員とは何を指すのかを明確化した上で、新たな会員制度として取組んでみてはどうか。	合併による規模の拡大にあわせ、改めて構成員である社協会員を明確に位置付けする											
H14 3,030,000													特別に規定なし (法人会員として加入している団体等もある)	構成員とは何を指すのかを明確化した上で、新たな会員制度として取組んでみてはどうか。	合併による規模の拡大にあわせ、改めて構成員である社協会員を明確に位置付けする								
H15 3,050,000	特別に規定なし (法人会員として加入している団体等もある)	議会議員、民生委員、行政区分長等の理解を得、増額確保の必要性が高い	合併後は、法人会費、特別会費とも本会金額にあわせ、積極的な事業展開及びタイムリーな広報活動により増収を目指す	合併による規模の拡大にあわせ、改めて構成員である社協会員を明確に位置付けする																			
民間財源					寄付金	共同募金配分金	指定預託 無指定 計 H10 1,330,719 H11 5,221,139 H12 6,210,616 H13 3,459,638 H14 9,670,254 H15 5,134,326 H10 2,246,750 H11 2,887,576 H12 3,733,284 H13 5,101,742 H14 4,710,554 H15 3,038,968	ゆるやかな減収	寄付実績についてのより積極的な広報を進める														
	共同募金配分金	一般配分 歳末 計 H10 2,065,927 H11 571,200 H12 2,637,127 H13 581,200 H14 2,620,798 H15 2,620,798	ゆるやかな減収	寄付実績についてのより積極的な広報を進める																			
										共同募金配分金	一般配分 歳末 計 H10 2,039,598 H11 617,800 H12 2,540,956 H13 768,600 H14 2,950,625 H15 2,831,624	ゆるやかな減収	寄付実績についてのより積極的な広報を進める										
														共同募金配分金	一般配分 歳末 計 H10 1,946,478 H11 865,300 H12 2,811,778 H13 865,300 H14 2,811,778 H15 2,811,778	ゆるやかな減収	寄付実績についてのより積極的な広報を進める						
																		共同募金配分金	一般配分 歳末 計 H10 79,118,000 (54人件費) H11 78,019,900 ( " ) H12 64,619,440 ( " ) H13 61,969,000 ( " ) H14 63,755,000 ( " ) H15 78,831,430 ( " )	ゆるやかな減収	寄付実績についてのより積極的な広報を進める		
公費財源	補助金	地域福祉推進等社協運営の基本費用(人件費・事務費) 公共性の高い事業(総合相談、権利擁護事業など)	指定預託 無指定 計 H10 1,330,719 H11 5,221,139 H12 6,210,616 H13 3,459,638 H14 9,670,254 H15 5,134,326 H10 2,246,750 H11 2,887,576 H12 3,733,284 H13 5,101,742 H14 4,710,554 H15 3,038,968	ゆるやかな減収	寄付実績についてのより積極的な広報を進める																		
						補助金	一般配分 歳末 計 H10 2,065,927 H11 571,200 H12 2,637,127 H13 581,200 H14 2,620,798 H15 2,620,798	ゆるやかな減収	寄付実績についてのより積極的な広報を進める														
										補助金	一般配分 歳末 計 H10 2,039,598 H11 617,800 H12 2,540,956 H13 768,600 H14 2,950,625 H15 2,831,624	ゆるやかな減収	寄付実績についてのより積極的な広報を進める										
														補助金	一般配分 歳末 計 H10 1,946,478 H11 865,300 H12 2,811,778 H13 865,300 H14 2,811,778 H15 2,811,778	ゆるやかな減収	寄付実績についてのより積極的な広報を進める						
																		補助金	一般配分 歳末 計 H10 79,118,000 (54人件費) H11 78,019,900 ( " ) H12 64,619,440 ( " ) H13 61,969,000 ( " ) H14 63,755,000 ( " ) H15 78,831,430 ( " )	ゆるやかな減収	寄付実績についてのより積極的な広報を進める		

第1次計画の達成状況と検討事項(組織強化(合併専門部会))

国の取組		町の取組		神栖町社協の取組		今後の課題(部会での協議経過)		今後の方向性(取組内容)	
新基本要綱 H4 重点項目	市市区町村協経営指針 H15 実施項目及び具体的な目標・指針等	神栖町社協第1次計画 H7~16		計画 新実施規程 新実施規程 新実施規程	実施 新実施規程 新実施規程 新実施規程				
		基本計画(目標)及び実施項目	内容等						
社協の組織運営	公費財源	ボランティア・市民活動センター、福祉のまちづくりセンターなど地域福祉推進のための基盤事業	基本計画(目標)及び実施項目 <受託金決算額> H10 45,886,000 (うち人件費 19,591,951) H11 79,932,429 ( " 51,961,674) H12 109,761,240 ( " 74,043,837) H13 124,793,887 ( " 87,657,429) H14 111,319,340 ( " 93,723,089) H15 99,824,156 ( " 82,564,654)	13年度 居宅 8,338,010 訪介 18,648,558 用具 8,073,827 訪入 0 支へ 0 計 35,060,395	14年度 9,566,490 18,825,804 10,017,549 0 0 38,409,843	15年度 13,055,500 24,586,599 11,687,300 3,025,000 4,456,280 56,810,679	実施	地方自治法の改正による、指定管理者制度への対応が課題となる また、地方自治体の財政難から縮小傾向となる可能性有り	社協ならではの質の高い在宅福祉サービスを公的責任において適切に提供していく努力を継続し、住民や行政からの信頼を得る
		介護報酬・支援費	介護保険事業	自販機 H10 512,600 H11 615,431 H12 575,432 H13 602,955 H14 634,385 H15 1,384,516	490,447 347,460 418,491 715,588 734,505 815,511	1003,047 962,891 993,923 1,318,543 1,368,890 2,200,027	推進	各種サービスについては、年々増収となっており、一方で、民間事業所との競合により本会の介護保険支援費サービス提供の本来の意味が薄れつつある	ミニマムサービスの確保を最優先としながら、採算の取れる質を確保する
財務運営	事業収入財源	その他	地域の事情に応じて収益事業を実施	雑収入 H10 512,600 H11 615,431 H12 575,432 H13 602,955 H14 634,385 H15 1,384,516	490,447 347,460 418,491 715,588 734,505 815,511	1003,047 962,891 993,923 1,318,543 1,368,890 2,200,027	見直	特に自販機設置手数料収入の取扱(福祉活動基金への繰入など) ・ 財団等、他の助成金制度の有効活用	自動販売機設置手数料については、合併後も神栖方式で実施予定 また、各種助成金制度については積極的に活用する
		財政の効率的運用	効果的 効率的な自律経営	事業としての採算性確保 訪問人介介護事業の立ち上げ(15年度より) 財政調整積立金の設置(12年度より) 福祉活動基金の充実	積立金累計額 800万円 福祉活動基金の充実 積立累計 H10 9,300万円 H11 9,600万円 H12 10,000万円 H13 10,400万円 H14 10,700万円 H15 11,100万円	531,042円 752,200円 724,351円 690,056円 656,436円 269,682円	推進 実施	社会資源の整い具合にあわせて計画的に、新規サービスの提供し、その収益から更に新たな地域課題に取り組み、住民への還元を確保する	合併後も財政調整積立金ルールを維持し、減収時に備える 基金果実の運用を図る要項を今日の、超低金利状況に合わせて改正する
事務所の確保	中長期的な財政計画の策定	助成事業や地域福祉財源としての基金	福祉活動基金の充実	第三者性をもつた配分のための委員会設置 委員会の設置等 会館運営を委託 行政財産の賃与等	第三者性をもつた配分のための委員会設置 福祉活動基金管理運営委員会(昭和63年度~)		実施	これまで通り福祉活動基金管理運営委員会にて実施	これまで通り福祉活動基金管理運営委員会にて実施
		事務所の確保	従たる事務所の確保 地区社協等の事務所の設置に対する支援 活動推進に必要な機材・機動力の確保	地域の社会資源を活用した活動拠点の確保	行政財産使用許可申請による無償賃与		実施 実施	本所・支所制を検討する	これまで通り実施 本所・支所制を検討する
事務所の確保	活動推進に必要な機材・機動力の確保	活動推進に必要な機材・機動力の確保	固定資産物品に關しては買い替え費用を計画的に積立				実施	行政財産使用許可申請による	備品購入積立金の創設を検討

社会福祉法第百九条に社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられる

第1次計画の達成状況と検討事項(組織強化(合併専門部会))

検証項目検討内容			神栖町社協の取り組み			今後の課題(部会での協議経過)			今後の方向性(取組内容)		
国の取組	町の取組		神栖町社協第1次計画 H7~16			計画	実施	今後の課題(部会での協議経過)	今後の方向性(取組内容)		
	新基本要綱 H4	市区町村社協経営指針 H15	基本計画(目標)及び実施項目	内容等	新実施期					新実施期	
社会福祉法第百九条に社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられる	重点項目	法人運営部門	法人の運営			総務グループ(職員3.0名)	継続	実施	既存事業の維持継続 組織体制拡充の必要:なし	合併後の業務ポリシーに合わせ増員もしくは、外部事業所との委託契約を検討する	
			財務・人事のマネジメント								
			発展強化計画や各部門間の調整								
			ボランティアや市民活動の支援								
			災害時福祉救援作業								
			福祉教育、啓発活動								
			地域福祉財源の造成、助成								
			福祉団体事務局、共同募金								
			住民参加型在宅福祉サービス								
			地域福祉ネットワーク								
社協の組織運営	重点項目	地域福祉活動推進部門	社協の基盤整備			地域ケアセンター(職員2.5名)	継続	実施	ボランティア、利用支援部門も含めた相談窓口の総合化 ・運動体としての社協機能発揮 ・サービス部門推進の一方でとまでウエイトをかけるか) 障害者部門(身体、知的、精神)のケアマネジメント充実強化 増加が見込まれる成年後見制度利用者のために、社協が法人後見団体について、必要性 社会福祉士、精神保健福祉士の増員 社会福祉士、精神保健福祉士等の国家資格取得者を確保し、より専門的取組を強化する 包括型支援センターの受託運営を目指す 精神障害者、発達障害者、引きこもり等の専門相談機関を目指す		
			新たな福祉サービス等の企画								
			社会福祉施設(事業者)支援・協働・ネットワーク								
			調査研究、広報								
			総合相談窓口、生活福祉活動								
			福祉サービス利用支援事業(権利擁護)								
			基幹型マネジメント機能								
			利用者教育、従事者研修								
			居宅介護支援事業								
			福祉用具貸与事業								
在宅福祉サービス部門	重点項目	在宅福祉サービス部門	公益事業セク			訪問介護センター(職員10.5名) 通所介護センター(職員22.0名)	継続	実施	福祉サービス利用支援部門と機能範囲に分離 ・採算性と社協らしさのバランス 介護保険等制度の改変に伴う将来像と神栖町社協の取るべき立場 不足している障害者福祉サービスへの対応(新たに施設サービス委託する可能性) 苦情等処理部門の統一 組織体制拡充の必要:現状維持		
			社会福祉事業セク								
			地域福祉センター								
			作業所グループ(職員7.9名)								
			ポランティアセンター								
			地域福祉センター								
			訪問介護センター(職員10.5名)								
			在宅福祉サービスセンター(職員2.5名)								
			地域ケアセンター(職員3.0名)								
			在宅福祉サービスセンター(職員2.5名)								

第1次計画の達成状況と検討事項（組織強化 合併専門部会）

町の取組		町取組		神栖町社協の取組		計画	実施	今後の課題（部会での協議経過）	今後の方向性（取組内容）		
新基本要綱 H4	重点項目	市区町村社協経営指針 H15	実施項目及び具体的な目標・指針等	神栖町社協第1次計画 H7～16	基本計画(目標)及び実施項目 内容等						
組織運営	職員体制の確保 確立	事業規模に即した職員体制の確保	事業収入、委託費で精二部分と公費財源で確保されるべき部分の明確化	事業規模に即した職員体制の確保 正規 契約 パート 登録 計 H10 11 7 2 20 H11 12 14 4 30 H12 17 21 16 54 H13 17 21 21 59 H14 17 23 21 63 H15 17 25 22 8 72	実施						
			専任事務局長の検討	専任事務局長の検討							
	社協の組織	必要資質・専門性を持つ職員配置	介護支援専門員、3福祉士の増員（資格取得への支援）	必要資質・専門性を持つ職員配置 介護支援専門員 14名確保(年当1,000円/月) 社会福祉士 2名確保(年当3,000円/月) 介護福祉士 12名確保(年当1,000円/月) 精神保健福祉士 1名確保 職員育成・労務管理の充実 職員研修の体系化 現業部門での体系化(3年度より)	継続			・3福祉士の具体的な増員計画 ・経理・税務・労務関係の担当職員もより一層の専門性必要	・専門機関として必要とされる職員確保、育成のため採用、昇級、手当てについて見直しを検討する		
			職員育成 労務管理の充実	職員研修の体系化	継続			経験年数に応じた研修体系整備			
	運営	職員体制の確保 確立	多様な職員の採用 体系をつくる	行政職員との人事交流 出向の取組	町と職員派遣契約(3年間、事務局長のみ) 施設や県社協との人事交流職員が多様な経験を 持つ双方の業務内容理解	実施					
				正規職員の採用 昇格等	・3級 4級昇格時の要件設定(3年度より)	実施			・6級以降の昇格基準明確化		
				契約職員の採用	提供責任者、チームリーダー制導入 (賞与に特別加算枠設定)	実施					
				登録介護員	介護職は、事前の100時間研修が必須に 登録介護員(14年度より導入)	実施				他の雇用形態との整合性を図りつつ労働時間等を柔軟に運用	各関係規定の見直しを行い、将来的には人事考課制度の導入を図る
				一定のプロジェクト期間に限定し専門性の高い職務にあたる職員の採用							
				給与と規程の整備	給与と規程の整備 給与と規程の整備 給与と規程の整備 給与と規程の整備	継続 継続 継続 継続					合併を契機に行政に準拠したスタイルから能力をより意識した社協独自の移行を検討する

旧神栖町社会福祉協議会・旧波崎町社会福祉協議会活動比較表

旧神栖町社会福祉協議会	旧波崎町社会福祉協議会	比較による課題
<p>1 広報紙発行事業 社協ニュース年12回発行15,800部 社会福祉協議会パンフレット発行年1回15,000部 在宅福祉サービス一覧ポスター発行 年1回320部 （公的機関、病院、診療所、薬局、薬店、理容店、美容室等に掲示依頼） 個別世帯向け在宅福祉サービス一覧表の発行 年1回 15,000部 個別世帯向け民生委員活動紹介パンフレット 3年毎 15,000部 社協ホームページ公開および更新 更新月1回 地域ネットワークニュースの発行 保健・医療 福祉機関および住民向け 月1回120部 デイサービスセンター利用者及び家族向け やわらか通信年4回120部 福祉作業所などの家通所者及び家族向け ちまびの家新聞月1回50部</p> <p>2 緊急生活支援関連事業 緊急対策事業 （生保受給までのつなぎとして食料を1万円以内で現物支給）平成15年度30件対応 低所得者対策事業 （住所不定者に対し、最低限度の援助として現金500円を支給）平成15年度7件対応</p> <p>3 地域福祉権利擁護事業 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な者が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その者の権利擁護に資することとする。 鹿嶋・潮来市を含む鹿行地域の基幹社協として県社協より事業の一部委託を受け実施 平成15年度未契約者 痴呆高齢者13名、知的障害者2名、精神障害者3名 平成15年度相談件数118件、平成15年度援助件数422回 地域福祉権利擁護事業実行運営委員会の開催 クワイエットとのかんアランス開催（平成15年度60ケース、延べ参加者数318名） 生活支援員および各市町村社協担当者研修会の実施 市町村別権利擁護事業説明会の開催（7回、延べ参加者数200名） 成年後見制度相談の受付 成年後見制度相談の受付 4 各団体等への支援事業 地域福祉活動の向上を目指す。福祉活動に関わる地域住民、民間団体、ボランティアサークル等の自主的で継続的な福祉活動を育成・助長するため、活動費 研修費等を助成。平成15年度は17団体へ31万4,500円助成 ボランティア協力を校支援 町内の小中学校すべてに対し、児童 生徒のボランティア活動活性化のため、助成を行う。各校5万円 老人クラブ連合会活動への支援 身体障害者福祉協議会活動への支援 神栖町遺族会活動への支援 母子福祉会活動への支援 傷痍軍人会活動への支援 福祉団体長会議の開催</p>	<p>1 広報紙発行事業 年3回発行 12,000部 広報編集委員会 年間6回開催 延べ参加委員数20名</p> <p>2 法外支援事業 一人暮らし、ねたぎ、高齢者歳末見舞品支給 施設入所者（児 歳末見舞品支給）：一人 3,000円 災害遺児歳末見舞品支給：一人 5,000円 災害見舞品支給・火災全焼 50,000円・布団等 小口資金事業 総貸付件数21件 償還率28.9% 3 地域福祉権利擁護事業 町相談窓口として実施</p> <p>4 各団体等への助成事業 町身体障害者福祉協議会、ボランティアサークル等に対し、事業活動資金の助成を行う</p>	<p>広報の種類、質的、量的、運いゆ課題</p> <p>神栖社協の食料支援と現金支給の違い</p> <p>神栖社協に小口貸付制度はない 波崎町社協には専門職 （社会福祉士、精神保健福祉士等） 配置がない</p> <p>福祉活動基金の有・無 福祉関係団体への事務 金銭支援</p>

旧神栖町社会福祉協議会	旧波崎町社会福祉協議会	比較による課題
<p>5 広報のみず社協ニュース 議会だより等の点訳、録音テープ作成をボランティアに依頼 ボランティアが希望登録者に配布</p> <p>6 福祉用具貸与事業 介護保険制度に該当しない障害者等に対し、一週間程度、マフ、車いす等の福祉用具を貸与する 平成15年度129件 高齢者、障害者以外の突発的なハンデキャップを負った者に対し、短期間(1週間)車いす、松葉杖等を無料で貸与する 平成15年度52件</p> <p>7 新入学児童祝い金支給 県社協が支給する交通通児への小、中、高校入学祝金該当者の調査を実施、報告</p> <p>8 ボランティアセンター事業 ボランティアセンターおよび交流サロンの運営 平成15年度利用者数2,184名 ・ロケットの貸出 平成15年度35グループ ・コピーカードの貸出 平成15年度23グループ ボランティアセンター訪問活動 平成15年度522件 ボランティア相談 平成15年度334件 ボランティア登録者数 個人72名、43グループ ボランティア保険の加入受付 530名 町内施設との連絡調整、ボランティア連絡協議会活動への支援 ボランティア集会の開催 平成15年度1回開催、延べ参加者数71名</p> <p>ボランティア入門および専門講座の開催 平成15年度未実施 普賢寄付金品の預託受付および払出 ボランティアセンター運営委員会 福祉活動基金管理運営委員会の運営 防災ボランティアの育成 共同募金事業の実施 平成15年度8,181世帯で実績額4,331,943円 歳末助け合い運動の実施 平成15年度32地区 配分総額865,300円 育児サポートボランティアの育成 ボランティア活動 高校生会活動への支援 運転ボランティア活動への支援</p>	<p>5 広報はさき点字、録音テープ配布事業 視覚障害者(希望者)に対し配布 平成15年度延べ18回実施</p> <p>6 車椅子の貸出事業 病气や事故等で車椅子が必要な方に対し、2ヶ月を上限に無料で貸出 介護保険非該当者 平成15年度30件</p> <p>火災通知器取り付け事業 平成15年度32件設置</p> <p>7 母子 父子家庭新入学児童祝い金支給事業 母子 父子家庭で小学校に入学する児童に対し祝い金 一人 3,000円支給</p> <p>8 ボランティア派員対策事業 広報活動 各種イベント、報告書作成 平成15年度6回開催、延べ参加者数13人</p> <p>合同視察研修 1泊2日 平成15年度1回実施、参加者数10名 ボランティア交流会の開催 平成15年度1回開催、参加者数21名 ボランティア研修会の開催 平成15年度1回開催、参加者数12名 手話教室の開催 2回実施 延べ参加者数20名</p> <p>あいあい教室の開催 1回実施 波崎2中 参加者数77名</p> <p>ボランティア日帰り研修会開催 1回実施 参加者数8名</p> <p>9 福祉のつどい事業 町民が一同につどい、交流やふれあいの中で、お互いに意思の疎通を図りながら助け合う心で地域福祉への理解を深める</p> <p>10 福祉体験学習事業 児童・生徒を対象に、みんなが持っている思いやりやのびのびを育み、地域社会の中で共に生きていくことの大切さを感じ取る 平成15年度受講者数827名 講座の開催数 29回</p>	<p>介護保険事業所としての運営</p> <p>神栖町高齢福祉課が実施 地元社協としての上乗せの有 無</p> <p>神栖社協による金銭給付事業はない ボランティアセンター(活動拠点)の有 無 育成事業及び各種講座の量的違い</p> <p>協力ボランティアの数</p> <p>実施回数、及び受講者数の違い</p>
<p>9 5月15日愛フェスティバルの開催 住みよれまちづくり事業の一環としてお年寄りから子供まですべての人がふれあえことによりお互いの理解を深めるイベントの実施 平成15年度647名のボランティア活動家と社協による共同企画で約10,000人が来場</p> <p>10 ボランティアセンター事業 小中高生および企業、商店街等の人々を対象に高齢者 障害者の疑似体験を通して「マライゼーション」理念の浸透を目指す 平成15年度受講者数4,067名 講座の開催数 70回 職業体験希望の中学生、高校生のボランティアセンターおよびハブスペース、おぼろの家への実習生受入平成15年度154人 延べ11日</p>	<p>あいあい教室の開催 1回実施 波崎2中 参加者数77名</p> <p>ボランティア日帰り研修会開催 1回実施 参加者数8名</p> <p>9 福祉のつどい事業 町民が一同につどい、交流やふれあいの中で、お互いに意思の疎通を図りながら助け合う心で地域福祉への理解を深める</p> <p>10 福祉体験学習事業 児童・生徒を対象に、みんなが持っている思いやりやのびのびを育み、地域社会の中で共に生きていくことの大切さを感じ取る 平成15年度受講者数827名 講座の開催数 29回</p>	<p>協力ボランティアの数</p> <p>実施回数、及び受講者数の違い</p>

旧神栖町社会福祉協議会	旧波崎町社会福祉協議会	比較による課題
<p>11 低額診療事業 生活困窮世帯に対し、社会福祉法人立病院および介護老人保健施設を低額な料金で利用できる制度の申請窓口として実施 実施主体 波崎済生病院、白十字総合病院 平成15年度24件対応 ・該当なし地域ケアシステム事業で実施</p> <p>12 低所得者支援事業 生活福祉資金（離職者支援資金含）平成15年度までの総貸付件数14件 県社協の実施する貸付制度で低所得者、障害者、高齢者世帯、離職者等で日常生活を送る上で経済的に困っている方の制度申請窓口として実施 生活福祉資金調査委員会の開催 償還指導の実施 平成15年度新規貸付3件 償還世帯14件 13 重度心身障害者社会参加支援事業 日常的に外出することが困難な重度心身障害者を対象に社協所有のリフトカーを活用した社会参加の機会を確保する事業 遠足・買い物 14 会食型食事サービス ひと暮らし高齢者の孤独感の解消および社会参加の促進を図ることを目的として実施 平成15年度4回実施 延べ150名の参加 協力ボランティア延べ人数80名 ひと暮らし老人遠足 希望高齢者ボランティアにより旧帰りの遠足を実施 平成15年度1回実施 浅草寺等見学 参加者 48名 15 敬老会 敬老会実行委員会事務所の支援 実行委員会4回実施 運営委員会1回実施 東部地区553名出席（出席率30.4%） 西部地区573名出席（出席率29.7%） 運営 敬老会実行委員会 16 ふれあい総合相談 住民のあらゆる福祉相談に応じ、相談内容に合わせた適切な適切な問題解決機関へ繋ぐシステムを構築する 平成15年度窓口相談193件、電話相談186件、訪問相談14件、合計393件 17 ことばと発達の問題のある子どもの親を対象にスピーチセラピストがコミュニケーションの取り方や言語治療を行う 平成15年度開催数25回 利用者数91名 18 地域ケアシステム推進事業（受託事業） 地域福祉推進の中核機関として早期のニーズ把握、ケアマネジメント技術、ケア会議、ケアシステム、ソーシャルワーク等を發揮しコミュニケーションシステムのつくりを行う在宅訪問活動 福祉ニーズの把握のため、要支援 援護世帯を定期的に訪問活動する 平成15年度訪問件数 2,293件 専門ケアチーム会議（実務者によるケアカンファレンス） 平成15年度12回開催12ケースの検討のべ169名の参加 在宅ケアチーム会議（クライアントとのカンファレンス） 平成15年度60回開催 地域の医療機関（MSW・PSW）との情報交換 平成15年度10カ所と実施</p>	<p>11 低額診療事業 低所得世帯等に対し、無料又は低額な料金で診療を行う制度 実施主体 波崎済生病院、白十字総合病院 平成15年度7件対応 はんどちやんネットワーク運動事業 町内に住むすべての人々が、住み慣れた地域で安心して健やか に生活するためのやさしい町づくり、福祉を中心とした新しいコミュニティづくりを行う 12 低所得者支援事業 平成15年度までの貸付総件数 6件 ・該当なし 14 さわやか会食事業 平成15年度12回実施 延べ360名の参加 協力ボランティア延べ人数80名 ・該当なし 地域福祉相談事業（受託事業） 弁護士による年間24回開催で延べ122名利用 ことばと発達の治療相談事業（受託事業） 言語聴覚士による年間48回開催で延べ209人の利用 18 地域ケアシステム推進事業（受託事業） 専門ケアチーム会議（実務者によるケアカンファレンス） 平成15年度12回開催12ケースの検討のべ156名の参加</p>	<p>特になし 特になし 実施回数の違い 実施回数の違い 神栖社協は営業日全てが相談日 弁護士相談は役場で実施 神栖社協では委員委嘱なく組織への依頼 神栖社協では費用弁償なし</p>





	旧神栖町社会福祉協議会	旧波崎町社会福祉協議会	比較による課題
<p>32 精神障害者ホームヘルプサービス事業(受託事業) 実利用人数7名、合計対応件数27件</p> <p>33 福祉作業所きほの家の運営(受託事業) 平成15年度延べ利用人数5,788人</p> <p>34 介護保険 要介護認定調査(受託事業) 平成15年度実績143件</p> <p>35 重度身体障害者訪問入浴事業(受託事業) 延べ利用件数113件(15年7月～16年3月)</p>	<p>32 精神障害者居宅介護等事業(受託事業) 実利用人数9名、合計対応件数77件 ・該当なし ・該当なし ・該当なし ・機能回復訓練事業(受託事業) 毎週火～土曜日延べ利用人数6,555人 ・レクリエーション事業(受託事業) 毎月2回カラオケ、茶道等延べ利用人数265人 ・友愛訪問サービス事業(受託事業) 延べ1192人へ延べ1272回の訪問 ・愛の定期便事業(受託事業) 延べ2643世帯へ延べ40118本の牛乳配布 ・身障者(品)紙おむつ支給事業(受託事業) 延べ24世帯へ配布 ・健康づくりお楽しみ会事業(受託事業) 延べ20回開催、延べ1022名参加 ・該当なし</p>	<p>32 精神障害者居宅介護等事業(受託事業) 実利用人数9名、合計対応件数77件 ・該当なし ・該当なし ・該当なし ・機能回復訓練事業(受託事業) 毎週火～土曜日延べ利用人数6,555人 ・レクリエーション事業(受託事業) 毎月2回カラオケ、茶道等延べ利用人数265人 ・友愛訪問サービス事業(受託事業) 延べ1192人へ延べ1272回の訪問 ・愛の定期便事業(受託事業) 延べ2643世帯へ延べ40118本の牛乳配布 ・身障者(品)紙おむつ支給事業(受託事業) 延べ24世帯へ配布 ・健康づくりお楽しみ会事業(受託事業) 延べ20回開催、延べ1022名参加 ・該当なし</p>	<p>専門職の配置 社会福祉士 介護福祉士 専門職の配置 介護福祉士 専門職の配置 看護師 介護福祉士 神栖町高齢福祉課で実施 神栖町高齢福祉課で実施 神栖町老人クラブ連合会で実施 神栖町高齢福祉課で実施 高齢者に神栖町高齢福祉課で実施 神栖町高齢福祉課で実施</p>
<p>36 介護保険 居宅介護支援事業所の運営(ケアマネメント) 被保険者のケアプランの作成 平成15年度1,423件 ケアマネージャーの確保 延べ15名</p> <p>37 介護保険 訪問介護事業所の運営(ホームヘルプサービス) 平成15年度延べ派遣件数7,086件、延べ派遣時間9,706.5時間、利用者数633名</p> <p>38 介護保険 福祉用具貸与事業所の運営 平成15年度延べ利用人数1,337名、実利用人数106名、17ア行ム</p> <p>39 介護保険 訪問入浴事業所の運営 延べ利用件数249件(15年7月～16年3月)</p> <p>40 各種委員会活動 総合企画委員会(年4回) 生活福祉資金調査委員会(年2回) ボランテアセンター運営委員会(年3回) 福祉活動基金管理運営委員会(年2回) 福祉作業所運営委員会(年4回) 共同募金運営委員会(2回) 地域福祉権利擁護事業推進委員会(年1回) 41 社会福祉関係実習生の受入</p>	<p>36 介護保険 居宅介護支援事業所の運営(ケアマネメント) 被保険者のケアプランの作成 平成15年度1,423件 ケアマネージャーの確保 延べ15名</p> <p>37 介護保険 訪問介護事業所の運営(ホームヘルプサービス) 平成15年度延べ派遣件数7,086件、延べ派遣時間9,706.5時間、利用者数633名</p> <p>38 介護保険 福祉用具貸与事業所の運営 平成15年度延べ利用人数1,337名、実利用人数106名、17ア行ム</p> <p>39 介護保険 訪問入浴事業所の運営 延べ利用件数249件(15年7月～16年3月)</p> <p>40 各種委員会活動 ボランテアセンター運営委員会(年3回)</p>	<p>36 介護保険 居宅介護支援事業所の運営(ケアマネメント) 被保険者のケアプランの作成 平成15年度1,423件 ケアマネージャーの確保 延べ15名</p> <p>37 介護保険 訪問介護事業所の運営(ホームヘルプサービス) 平成15年度延べ派遣件数7,086件、延べ派遣時間9,706.5時間、利用者数633名</p> <p>38 介護保険 福祉用具貸与事業所の運営 平成15年度延べ利用人数1,337名、実利用人数106名、17ア行ム</p> <p>39 介護保険 訪問入浴事業所の運営 延べ利用件数249件(15年7月～16年3月)</p> <p>40 各種委員会活動 ボランテアセンター運営委員会(年3回)</p>	<p>専門職の配置 社会福祉士 介護福祉士 専門職の配置 社会福祉士 介護福祉士 専門職の配置 看護師 介護福祉士</p>
<p>42 地域ケアセンター、ホームヘルプサービス、デイサービスセンター、きほの家において 平成15年度2名、延べ35日間</p> <p>42 内部プロジェクトの設置 感染症予防プロジェクト(7回) 感染症予防マニュアルの作成 事業評価システム 社協内部事業(約130事業)について半年に1度、全ての職員が評価を行い、後にグループ内評価、全体評価を行い、次年度事業の方向性を定める。(1年間) 広報プロジェクト 社協の発行するあらゆる広報物の企画、発行を実施。</p>	<p>42 内部プロジェクトの設置 感染症予防プロジェクト(7回) 感染症予防マニュアルの作成 事業評価システム 社協内部事業(約130事業)について半年に1度、全ての職員が評価を行い、後にグループ内評価、全体評価を行い、次年度事業の方向性を定める。(1年間) 広報プロジェクト 社協の発行するあらゆる広報物の企画、発行を実施。</p>	<p>42 内部プロジェクトの設置 感染症予防プロジェクト(7回) 感染症予防マニュアルの作成 事業評価システム 社協内部事業(約130事業)について半年に1度、全ての職員が評価を行い、後にグループ内評価、全体評価を行い、次年度事業の方向性を定める。(1年間) 広報プロジェクト 社協の発行するあらゆる広報物の企画、発行を実施。</p>	<p>専門職の配置 社会福祉士 介護福祉士 専門職の配置 看護師 介護福祉士</p>
<p>43 ミニシルバー人材センター事業 ・該当なし</p>	<p>43 ミニシルバー人材センター事業 社協男性職員が実施</p>	<p>43 ミニシルバー人材センター事業 社協男性職員が実施</p>	<p>専門職の配置 社会福祉士 介護福祉士 専門職の配置 看護師 介護福祉士</p>

## 事業企画書

### 神栖町社協による精神障害者ピアサポートグループ支援に関する取り組み

#### 1. 企画理由

我が国では現在 204 万人の人々が精神の病いで医療を利用している。(この人々を精神障害者という)これは、全人口 1 億 2 千万人のこの国で、約 60 人にひとりが精神障害者ということと言える。例えば従業員 500 人の企業の中で、精神の病いにより通院している人が 8 名くらいいても不思議ではない。人口比でいえばそのくらいいてあたり前の普通の病いである。しかし、なかなかそのように理解されていない現実がある。

204 万人のうち 33 万人が精神科病棟に入院している事や、地域で暮らす 171 万人の中にも精神の病いで通院していることが知られないように、ひっそりと息をひそめて暮らしている人々が沢山いるのである。最近ではリストラや倒産等で職を失ったり、複雑な現代社会に疲れ果て、また将来や老後の不安、子育ての不安、いじめ、不登校等のストレスでうつになったり、不幸にも自らの生命を絶ってしまう人も急増している。今や自殺者の数は交通事故死の 3 倍を超える国家的な課題であるが、緊急時に安心して利用できる身近な相談窓口や福祉や医療のサポートがあれば、命を落とさなくてもすんだ人も多いのではないだろうか。

国による精神障害者施策は、社会防衛的な観点で立法された精神病患者監護法(1900年)から精神障害者を福祉の対象と明確に位置づけた精神保健法(1993年一部改正)まで、様々な変遷を経て精神障害者の地域社会での生活を拡大できるよう変化を遂げてきた。

国、県、市町村それぞれの役割が明確化され、相談窓口や精神障害者が地域で利用できる在宅福祉サービスもメニューとしては増加してきている。しかしながら神栖町を中心とする鹿行南部地域(鹿嶋、潮来、波崎、神栖)には社会資源が特別少なく、通所系保健福祉サービスは潮来保健所で実施されているデイケアと、同じく潮来市にある共同作業所「れいめい」の2カ所のみとなっている。訪問系サービスであるホームヘルプについては1999年の精神保健福祉法の改正により市町村事業として実施されてはいるが、それまで在宅福祉サービスの利用経験の少ない精神障害者にとっては、利用しやすいものとはなっておらず、支援者であるヘルパー側にも精神障害への知識不足から不安が多く制度の有効利用にはつながっていない。神栖町が平成14年度よりスタートさせた精神障害者デイサービスも月1回の頻度から増加することが困難な様子である。

つまり、法制度は整っても社会資源の改善や増加には至っておらず、顕在化されているニーズへの対応や、潜在的なニーズの発掘も積極的には展開されていないのが現状といえる。

国は、今後10年間で全国の精神科病棟から7万2千人の社会的入院患者をそれぞれの地域社会に帰属させるべく取り組みに着手した。町においても、近隣にある精神科病棟から社会復帰の可能性をもつ長期入院患者が地域に戻ってくることが予測される。

社会福祉協議会が地域住民の生活課題を把握し、先駆的に柔軟な形で事業展開し、実績を積み上げ社会的ニーズとして行政にソーシャルアクションを起こしていく団体であるならば、精神障害者の社会復帰支援は、とりわけ民間やNPOにとっても未知の取り残された課題であり、社会福祉協議会として取り組む必要性の極めて高い分野といえる。

現在、神栖町には約 200 人の通院医療費公費負担制度（32 条）利用者がおり、その 4 分の 1 の約 50 人が精神障害者手帳を所持しているが、既存の公的福祉サービスを利用している人はわずか 10 人に満たない状況である。精神障害者が様々な福祉サービスを利用し社会復帰に向けて積極的に社会に関わろうとするためには、なによりも本人が自らところを開き、自室もしくは自宅から外出する動機づけが必要であり、安心できる仲間、場所の確保が必要と考えられる。したがって、他者との関わりが不得手な精神障害者だからこそ、同じ悩みを持つ者同士（ピアサポートグループ）で理解し合える部分も多く、家族以外の人との関わりを通じて孤独感、孤立感を緩和し、社会復帰へのキッカケづくりを行うことが大切なのである。月 1 回程の集い（町デイサービス）では次回までの期間が長く参加者の仲間意識、グループへの帰属意識が醸成されにくいと考えられる。ならば、どの程度の支援が必要か？ 精神障害者の社会復帰に必要な社会資源は行政の責任において取り組まれ、必要量が確保されることが望ましいが、どのくらいのメニューと質が求められているのかを把握するには障害の特殊性とこれまでの立ち後れた支援施策のあり方、プライバシーを極めてデリケートな問題ととらえている本人もしくは家族側等々の課題からアンケートや訪問調査でニーズを確認することは困難であろう。が、それは潜在化されているだけと考えられる。サービスを作るには「ニーズを調査し確認して支援策を作る」という手法のみではないとするならば、「支援策をまず作り上げることによってニーズを確認できる」ことも場合によっては重要な取り組みといえよう。今回のピアサポートグループ支援の取り組みは、まさに後者に当たり、ニーズを作り出す取り組みである。行政が真剣に公的サービスとして精神障害者支援策を考え、小規模授産施設や地域生活支援センター等の設置を具体化していくことを社会福祉協議会が後押しする形で展開していく必要がある。精神障害者の社会復帰支援として最低限必要なデイサービスの頻度を週 1 回（1 週間の生活リズムの中に位置づける）に設定し、この頻度を行政の直接サービスで対応困難であるとするならば、ピアサポートグループ支援という形で頻度を確保し、ニーズが明らかになった時点で制度化を提言し、専門職を確保している社会福祉協議会が受託することをも一つの方法として考えられる。

社会福祉協議会にとっては、これらの支援を通じて精神保健ボランティア等を育成していくことで地域に正しい精神障害理解を広めることもできよう。幸い平成 15 年度より地域ケアシステムで精神障害者支援ネットワーク会議を発足し、社会資源不足を改めて確認することもできたし、近隣市町の精神病院や保健所等ともネットワークの基礎づくりにも着手した。また、家族会との接点も増え、家族側の社会資源不足による生活のしにくさの量も明らかになりつつある。希望ではあるが、平成 18 年から 19 年頃には神栖町が行政の責任において精神障害者地域生活支援センター機能と通所系サービス（小規模授産施設等）の確保を決定し、それらを社会福祉協議会の専門性を活用して設置（公設民営）していただけることを目標としたい。

上記、大テーマへの足がかりとして少人数制のピアサポートグループを組織化し、支援していく取り組みを本年度前半期より展開していきたい。

## 2. 展開方法

町で月1回実施している精神障害者デイサービスを利用しているメンバーに声をかけ、本人たちの自主的なグループ活動として集うことを促す。支援開始から約1年間は参加者にとって2回（健康増進課主催1回・本会による支援1回）の集いの確保を図り、参加メンバー状況、意欲、グループとしての成熟度を見極めた上で支援実施回数の増加を目指す。

支援開始から3年後（平成18年度）を目途に週1回の集いの確保を目標とする。

- |             |  |
|-------------|--|
| 3. 予定人数     | 3～7名   |
| 4. 開催頻度     | 月に1回から3回（参加者の意志を尊重し集いとして実施するのであれば回数は増加できるものとする）  |
| 5. 開催場所     | 神栖町保健福祉会館及び館外  |
| 6. 担当セクション  | 地域ケアセンター担当者 橘田（社会福祉士・精神保健福祉士）<br>名雪（社会福祉士）   |
| 7. 活動メニュー   | グループの話し合いで決定（必要経費は各参加者負担）<br>・ レクリエーション<br>・ スポーツ<br>・ 料理教室<br>・ 話し合い<br>・ その他移動活動等  |
| 8. 活動保険     | 行事保険（地域ケア推進費）<br>もしくはボランティア保険 200円（自己負担）   |
| 9. グループワーカー | 鹿島病院精神科作業療法士に依頼<br>（地域ケア推進費）   |
| 10. その他の活動費 | 2,000円×10回=20,000円（地域ケア推進費）  |
| 11. 活動目標    | (1) 参加者ひとり一人の社会復帰<br>(2) 行政への精神障害者社会復帰施策への取り組み促進<br>(3) 精神障害者地域生活支援センターの設置促進<br>(4) 精神障害者小規模授産施設の設置促進<br>(5) 精神障害者地域生活支援センター及び小規模授産施設の社協受託<br>(6) その他、本会による様々なピアサポートグループ支援活動の定着化 |

以上

文責

地域グループ 橘田

平成16年度 社協事業評価検討結果一覧表 セクシヨン別協議段階

平成16年10月18日～

担当部門	事業名(検討項目)	達成度	必要性	効率性	総合	予算案 増減	一次検討	二次検討	総合	重点 課題
社福事業 地域	1 地域福祉グループ総括	良好	増大	問題あり	積極的推進	同	二 要	委 要	積極的推進	
社福事業 地域	2 ふれあい総合相談	良好	増大	問題なし	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	二一 把握
社福事業 地域	3 ケアマネジメント(支援費・権利等)	不十分	増大	問題あり	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	
社福事業 地域	4 地域住民への啓発活動	不十分	増大	問題あり	見直し	減	二 要	実 施	見直し	情報 強化
社福事業 地域	5 ことばと発達の相談室	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	二 要	実 施	着実実施	
社福事業 地域	6 居宅介護支援事業総括	良好	減少	問題なし	見直し	減	二 要	委 要	見直し	
社福事業 地域	7 居宅介護支援事業給付管理	良好	変化なし	問題なし	着実実施	増	二 要	実 施	着実実施	
社福事業 地域	8 居宅介護支援ケアマネ研修	良好	変化なし	改善された	着実実施	同	二 要	実 施	着実実施	
社福事業 地域	9 生活福祉資金貸付事業	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	問題 解決
社福事業 地域	10 小口貸付資金の回収	不十分	減少	問題なし	廃止及び休止	減	二 要	実 施	見直し	
社福事業 地域	11 低額診療	良好	増大	問題あり	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	
社福事業 地域	12 緊急対策事業	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	
社福事業 地域	13 低所得者対策事業	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	
社福事業 地域	14 地域福祉権利擁護事業	良好	増大	改善された	積極的推進	同	内 部	実 施	積極的推進	
社福事業 地域	15 地域ケアシステム	良好	増大	問題あり	着実実施	同	二 要	実 施	積極的推進	地 域 福 祉
社福事業 地域	16 地域ケア専門ケアチーム会議	良好	増大	問題なし	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	
社福事業 地域	17 地域ケア在宅ケアチーム会議	不十分	増大	問題あり	着実実施	同	二 要	実 施	見直し	
社福事業 地域	18 当事者グループの組織化(わかば)	不十分	変化なし	問題あり	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	
社福事業 地域	19 精神保健 P S G 青空	良好	増大	問題あり	積極的推進	同	二 要	委 要	積極的推進	
社福事業 地域	20 アスベルガー症候群を考える会支援	良好	増大	問題なし	着実実施	同	二 要	実 施	着実実施	
社福事業 地域	21 地域サロン設置支援事業	不十分	増大	問題あり	見直し	同	二 要	実 施	見直し	
社福事業 地域	22 地区別民生委員研修会	良好	増大	改善された	着実実施	同	内 部	実 施	廃止及び休止	
社福事業 地域	23 住民の福祉意識調査	良好	変化なし	問題あり	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	

担当部門	事業名(検討項目)		達成度	必要性	効率性	総合	予算案 増減	一次検討	二次検討	総合	重点 課題
公益事業	地域	福祉用具貸与事業	不十分	増大	問題あり	見直し	増	二要	実施	見直し	問題 解決
公益事業	地域	移送サービス(スリッパ・リクライニング)	良好	変化なし	問題あり	着実実施	同	二要	実施	着実実施	
公益事業	地域	訪問入浴事業(運営)	良好	増大	改善された	着実実施	減	二要	実施	着実実施	問題 解決
公益事業	地域	訪問入浴事業(業務)	良好	増大	問題あり	着実実施	増	二要	実施	着実実施	
福祉事業	地域	総合企画委員会	良好	変化なし	改善された	着実実施	減	二要	実施	着実実施	基盤 整備
福祉事業	地域	生活福祉資金調査委員会	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
公益事業	訪介	訪問介護センター(ヘルパー)総括	極めて良好	増大	改善された	見直し	増	二要	委要	見直し	問題 解決
公益事業	訪介	ケアマネジャー、他機関との連携	良好	変化なし	改善された	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
公益事業	訪介	アセスメント・個別援助計画の作成	良好	増大	問題なし	着実実施	減	内部	実施	着実実施	問題 解決
公益事業	訪介	生活支援・身体介護援助技術	良好	変化なし	問題あり	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
公益事業	訪介	介護実務研修会	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	二要	実施	着実実施	基盤 整備
公益事業	訪介	ヘルパーリスクマネジメント	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
公益事業	訪介	運営費の適正管理	不十分	変化なし	改善された	着実実施	減	内部	実施	着実実施	問題 解決
福祉事業	訪介	全体ヘルパー研修の体系化	極めて良好	増大	問題なし	積極的推進	同	二要	実施	積極的推進	
福祉事業	訪介	通院送迎サービス	不十分	減少	問題あり	見直し	同	二要	実施	見直し	問題 解決
公益事業	デイ	通所介護センター(デイサービス)総括	不十分	増大	問題あり	着実実施	同	二要	委要	着実実施	
公益事業	デイ	アセスメント・個別援助計画の作成	良好	変化なし	問題あり	着実実施	同	内部	実施	着実実施	問題 解決
公益事業	デイ	送迎サービス	不十分	変化なし	問題あり	見直し	減	内部	実施	見直し	
公益事業	デイ	入浴サービス	良好	増大	問題あり	積極的推進	同	内部	実施	積極的推進	問題 解決
公益事業	デイ	食事サービス	良好	変化なし	問題あり	着実実施	減	内部	実施	着実実施	
公益事業	デイ	レクリエーション・リハビリテーション	良好	変化なし	問題あり	着実実施	同	内部	実施	着実実施	問題 解決
公益事業	デイ	家族・介護者支援、広報活動	良好	変化なし	問題あり	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
公益事業	デイ	実習生・ボランティアの受入	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内部	実施	着実実施	

担当部門	事業名(検討項目)		達成度	必要性	効率性	総合	予算案 増減	一次検討	二次検討	総合	重点 課題
公益事業	デイ	47	デイサービスリスクマネジメント	不十分	変化なし	改善された	積極的推進	内部	実施	積極的推進	基盤整備
公益事業	デイ	48	消耗品・リネン・医薬品の管理	良好	変化なし	問題なし	着実実施	内部	実施	着実実施	
公益事業	デイ	49	運営費の適正管理	不十分	変化なし	問題あり	着実実施	二要	実施	着実実施	基盤整備
公益事業	デイ	50	全体研修関係	良好	増大	改善された	着実実施	内部	実施	着実実施	
社福事業	ボラ	51	ボランティアセンター総括	良好	変化なし	問題あり	着実実施	二要	委要	着実実施	情報強化
社福事業	ボラ	52	ボランティア情報イノベーション/HP	良好	増大	問題あり	着実実施	二要	実施	着実実施	
社福事業	ボラ	53	交流サロンの運営・活動拠点整備	良好	変化なし	問題なし	着実実施	二要	実施	着実実施	問題解決
社福事業	ボラ	54	配食サービス	良好	増大	問題あり	着実実施	二要	実施	着実実施	
社福事業	ボラ	55	ついるかみず	良好	変化なし	問題なし	着実実施	二要	実施	着実実施	ボラ推進
社福事業	ボラ	56	福祉車輻貸出事業	良好	変化なし	問題なし	着実実施	内部	実施	着実実施	
社福事業	ボラ	57	ボランティア保険	良好	変化なし	問題なし	着実実施	内部	実施	着実実施	ボラ推進
社福事業	ボラ	58	ボランティアコーディネーター(個人)	良好	増大	問題あり	着実実施	内部	実施	着実実施	
社福事業	ボラ	59	ボランティアコーディネーター(団体)	良好	変化なし	問題なし	積極的推進	二要	実施	積極的推進	ボラ推進
社福事業	ボラ	60	ボランティアキヤラバン	良好	変化なし	問題なし	積極的推進	二要	実施	積極的推進	
社福事業	ボラ	61	ボランティア協力校	良好	減少	問題なし	見直し	二要	実施	見直し	ボラ推進
社福事業	ボラ	62	ふれ愛フェスティバル	良好	変化なし	問題あり	着実実施	二要	実施	着実実施	
社福事業	ボラ	63	子育て支援	極めて良好	増大	問題あり	積極的推進	二要	実施	積極的推進	ボラ推進
社福事業	ボラ	64	ボランティア集会・各種講座	不十分	変化なし	問題あり	見直し	二要	実施	見直し	
社福事業	ボラ	65	善意銀行	良好	変化なし	問題なし	着実実施	内部	実施	着実実施	地域福祉
社福事業	ボラ	66	一人暮らし老人遠足・会食型給食サピス	良好	変化なし	問題なし	着実実施	二要	実施	着実実施	
社福事業	ボラ	67	表彰関係	良好	変化なし	問題なし	着実実施	内部	実施	着実実施	地域福祉
社福事業	ボラ	68	防災ボランティアの受け入れ・育成	不十分	増大	問題あり	積極的推進	二要	実施	積極的推進	
社福事業	ボラ	69	共同募金配分金事業	良好	変化なし	問題あり	見直し	二要	実施	見直し	地域福祉
社福事業	ボラ	70	福祉団体支援	良好	変化なし	問題なし	着実実施	二要	実施	着実実施	
社福事業	ボラ	71	ボランティアセンター運営委員会	不十分	変化なし	問題あり	着実実施	二要	実施	着実実施	基盤整備
社福事業	ボラ	72	福祉活動基金管理運営委員会	良好	変化なし	問題なし	見直し	二要	実施	見直し	
社福事業	ボラ	73	車輻維持管理	良好	変化なし	問題なし	着実実施	内部	実施	着実実施	

担当部門	事業名(検討項目)	達成度	必要性	効率性	総合	予算案増減	一次検討	二次検討	総合	重点課題
公益事業	74 作業所グループ総括	良好	増大	問題あり	着実実施		二要	委要	着実実施	
公益事業	75 定例事業	良好	増大	問題あり	着実実施		内部	実施	着実実施	問題解決
公益事業	76 季節事業	不十分	変化なし	問題あり	見直し		内部	実施	見直し	
公益事業	77 送迎	極めて良好	変化なし	問題あり	見直し		内部	実施	見直し	
公益事業	78 事業収入	良好	増大	改善された	積極的推進		内部	実施	積極的推進	整盤
社福事業	79 総務グループ総括	良好	増大	改善された	積極的推進		二要	委要	積極的推進	
社福事業	80 財 経理伝票起票・入力・検収	良好	増大	問題なし	着実実施	減	内部	実施	着実実施	
社福事業	81 財 収支状況報告・試算表チェック	不十分	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	82 財 各種預り金・経理区分勘定管理	不十分	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	83 財 決算	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	84 財 介護保険収支状況の把握	不十分	増大	問題あり	着実実施		二要	実施	着実実施	
社福事業	85 財 介護給付費の請求	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	86 財 介護保険等利用者負担金管理	不十分	変化なし	問題なし	着実実施	増	内部	実施	着実実施	
社福事業	87 財 ヘルパー営業収支台帳入力	良好	増大	問題なし	着実実施		二要	実施	着実実施	
社福事業	88 財 収益・公益事業の費用按分	不十分	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	89 財 予算執行状況把握	不十分	増大	問題なし	着実実施		二要	実施	積極的推進	
社福事業	90 財 予算積算	不十分	増大	問題なし	着実実施		二要	実施	積極的推進	
社福事業	91 財 町補助金等の報告・申請	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	92 財 財政調整	不十分	増大	問題なし	着実実施		二要	実施	着実実施	
社福事業	93 財 出納業務	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	94 財 請求書整理・月末支払い	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	95 財 管外旅費精算	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	96 財 福祉活動基金の積立	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
社福事業	97 財 定期預金・国債の更新・積立	良好	増大	問題あり	着実実施	増	二要	実施	着実実施	
社福事業	98 財 税務事務	良好	変化なし	問題なし	着実実施		二要	実施	着実実施	

基盤整備



担当部門	事業名(検討項目)	達成度	必要性	効率性	総合	予算案 増減	一次検討	二次検討	総合	重点 課題
社福事業 総務	99 人と給与事務	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	内部	実施	着実実施	基 礎 整 備
社福事業 総務	100 社会保険料事務	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	101 労働保険事務	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	102 職員退職手当積立金に関すること	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	103 役員・評議員の変更	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	104 労働契約関係	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	105 職員の人事に関する事務	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	106 職員の労務管理に関する事務	良好	変化なし	改善された	着実実施		二 要	実施	着実実施	
社福事業 総務	107 職員の出勤管理に関すること	良好	変化なし	改善された	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	108 社保・雇保関係の各種給付申請	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	109 互助会関連の各種給付	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	110 制服の貸与	良好	減少	問題なし	着実実施	増	内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	111 職員健康診断・衛生管理	良好	変化なし	問題なし	着実実施	増	内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	112 理事会	良好	増大	問題あり	積極的推進	同	二 要	委 要	積極的推進	
社福事業 総務	113 評議員会	良好	変化なし	問題なし	着実実施	増	二 要	実施	着実実施	
社福事業 総務	114 監査	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	二 要	実施	着実実施	
社福事業 総務	115 社協(一般・特別・法人)会員募集	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	二 要	実施	着実実施	
社福事業 総務	116 自販機に関すること	良好	増大	問題なし	着実実施	増	内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	117 各種団体への助成に関すること	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内部	実施	着実実施	

地域  
福祉  
地域  
福祉

担当部門	事業名(検討項目)		達成度	必要性	効率性	総合	予算案 増減	一次検討	二次検討	総合	重点 課題
社福事業	総務	118 総務									基盤整備
社福事業	総務	119 総務	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	総務	120 総務	不十分	変化なし	問題なし	廃止及び休止	減	内部	実施	着実実施	
社福事業	総務	121 総務	良好	増大	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	総務	122 総務	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	内部	実施	着実実施	
社福事業	総務	123 総務	良好	増大	問題なし	着実実施	減	二要	実施	着実実施	
社福事業	総務	124 総務	良好	変化なし	問題なし	着実実施		二要	実施	着実実施	
社福事業	総務	125 総務	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	総務	126 総務	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	内部	実施	着実実施	
社福事業	総務	127 総務	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	二要	実施	着実実施	
社福事業	総務	128 総務	良好	変化なし	問題なし	着実実施		二要	実施	着実実施	
社福事業	総務	129 総務	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
法人全体	地域	130 地域	良好	減少	問題なし	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
法人全体	地域	131 全体	良好	増大	改善された	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
法人全体	全体	132 全体	良好	変化なし	改善された	着実実施	同	二要	実施	着実実施	
法人全体	全体	133 全体	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	二要	実施	着実実施	
法人全体	全体	134 全体	不十分	変化なし	問題なし	着実実施	減	二要	実施	着実実施	
法人全体	全体	135 全体	不十分	変化なし	問題なし	着実実施		二要	実施	着実実施	
社福事業	全体	136 全体	不十分	増大	問題あり	着実実施	同	二要	実施	着実実施	
法人全体	全体	137 全体	良好	増大	改善された	積極的推進	同	二要	実施	積極的推進	
法人全体	全体	138 全体	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	二要	委要	着実実施	
法人全体	全体		良好	増大	問題なし	着実実施	増	二要	委要	着実実施	

重点課題については第2次行動計画の基本構想を可能に7つの機能を支える重点課題のことを指します。  
 福祉二一次の把握：福祉二一ス 福祉情報の強化：福祉情報 フォランティア活動の推進：ボラ推進 地域組織化活動の推進：地域福祉  
 協基盤整備の推進：基盤整備

## 神栖市社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画策定委員名簿

任期：平成15年12月18日から  
平成18年 3月31日まで

氏名	所属	備考
松沢富雄	民生委員・児童委員協議会会長 神栖市社会福祉協議会副会長	H15.12.18～H16.11.30 早野克己
向山耶幸	学識経験者 神栖市社会福祉協議会副会長	
飯岡真人	特別養護老人ホーム施設長 神栖市社会福祉協議会理事	
下谷正司	知的障害者更正施設施設長 神栖市社会福祉協議会理事	
梶山正子	神栖市ボランティア連絡協議会会長 神栖町社会福祉協議会理事	
小川哲夫	企業 神栖市社会福祉協議会理事	
小島真知子	ボランティア 神栖市社会福祉協議会理事	
阿部年英	神栖市子ども会代表 神栖市社会福祉協議会評議員	
篠原義典	茨城県社会福祉協議会 まちづくり推進部	H15.12.18～H17.3.31 飛田和広
	茨城県社会福祉協議会 ボランティア部	H15.12.18～H16.3.31 大津 洋
尾崎幸江	一般公募	
丸山憲一	一般公募	
熱田幸司	一般公募	
北川 隆	神栖市社会福祉課長	H15.12.18～H17.7.31 田向敏雄
田向敏雄	神栖市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	H15.12.18～H17.7.31 柴田信俊

## 神栖町社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画策定アドバイザーリスト

氏名	所属
長谷川幸介	茨城大学 生涯学習教育研究センター 助教授
佐藤克繁	流通経済大学 社会学部 教授
森本佳樹	立教大学 コミュニティ福祉学部 教授

委員長  
副委員長

## 神栖市社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画策定専門委員名簿

### 高齢者専門部会専門委員

氏名	所属	備考
向山耶幸	神栖市社会福祉協議会副会長	
針尾孝子	学識経験者	元鹿嶋市社会福祉協議会職員
丸野和美	民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員
児玉透	特別養護老人ホーム施設長 元第1次地域福祉活動計画委員長	
丸山憲一	一般公募	歯科医師
阿久津朋子	茨城県社会福祉協議会 まちづくり推進部	H15.12.18～H16.3.31 飛田和広
橘田勝	神栖市社会福祉協議会	社会福祉士・精神保健福祉士
浪川芳恵	〃	介護支援専門員
馬場信江	〃	〃

### 高齢者専門部会社協調査担当者

名雪義一	神栖市社会福祉協議会	社会福祉士
三浦秀作	〃	介護支援専門員

### 障害者専門部会専門委員

氏名	所属	備考
加固友衛	鹿島養護学校	教員
小田倉久枝	知的障害者更正施設鹿島更生園	茨城県知的障害者在宅 支援コーディネーター
鈴木はつ子	知的障害者更正施設鹿島育成園	在宅支援センター相談員
長谷川靖子	筑波大学非常勤相談員	
保立静	神栖市身体障害者福祉協議会	神栖市身体障害者相談員
小野みどり	鹿島病院総合医療相談室	P S W (精神保健福祉士)

氏 名	所 属	備 考
尾崎幸江	一般公募	主婦
滋野正壽	神栖市社会福祉協議会	事務局次長
野口真吾	〃	社会福祉士・介護支援専門員

障害者専門部会社協調査担当者

名雪貴宏	神栖市社会福祉協議会	職員
坂本将則	〃	〃
和田昌之	〃	〃

ボランティア専門部会専門委員

氏 名	所 属	備 考
阿部年英	神栖子ども会会長	
小島真知子	ボランティアサークル	ボランティア
小池みちこ	くらしの助け合いコープ	ボランティア
児玉 透	特別養護老人ホーム施設長 元第1次地域福祉活動計画委員長	
熱田幸司	一般公募	
中村英一	茨城県社会福祉協議会 まちづくり推進部	H15.12.18～H16.3.31 大津 洋
横田美都子	神栖市社会福祉協議会	介護支援専門員
大川雅美	〃	介護支援専門員
奥村康行	〃	社会福祉主事

ボランティア専門部会社協調査担当者

萬代睦子	神栖市社会福祉協議会	介護支援専門員
岩瀬祐一	〃	職員

組織強化・合併問題専門部会専門委員

氏名	所属	備考
向山耶幸	神栖市社会福祉協議会副会長	
針尾孝子	学識経験者	元鹿嶋市社会福祉協議会職員
篠原義典	茨城県社会福祉協議会 まちづくり推進部	H15.12.18～H17.3.31 飛田和広
		H15.12.18～H16.3.31 大津 洋
滋野正壽	神栖市社会福祉協議会	事務局次長
荒井真由美	〃	介護支援専門員
相良光浩	〃	〃

組織強化・合併問題専門部会社協調査担当者

橘田 勝	神栖市社会福祉協議会	社会福祉士・精神保健福祉士
野口真吾	〃	社会福祉士・介護支援専門員

起草委員

橘田 勝	相良光浩	名雪義一	三浦秀作	篠塚たか子
荒井真由美	横田美都子	浪川芳恵	大川雅美	

第2次地域福祉活動計画策定委員会 計画策定経過

日時	回数	内容	参加者数
平成16年 1月20日	第1回	・第2次計画策定の趣旨説明 ・策定委員の顔合わせ、正副委員長の選出について	10名
		・各専門部会委員との合同研修会 「21世紀の社協の在り方」立教大学 森本佳樹教授	8名
平成16年 7月21日	第2回	・4部会(高齢・障害・ボランティア・組織強化)の協議内容、 作業進捗状況について	8名
平成17年 6月27日	第3回	・ふれ愛プラン'05「私たちでつくるやさしいまち」 神栖社協第2次地域福祉活動計画(案)について	9名

改訂版作成のための起草委員会については平成18年1月より3月まで18回開催

第2次地域福祉活動計画策定専門委員会 議論経過

高齢者専門部会

日時	回数	内容	参加者数
平成16年 1月20日	第1回	・高齢者専門部会の役割確認 ・今後の予定	6名
平成16年 2月17日	第2回	・高齢者福祉の現状について ・今後の社協としての取り組みについて	10名
平成16年 3月19日	第3回	・前回の部会の内容確認 ・介護保険事業と本来的社協事業の整理について	10名
平成16年 4月16日	第4回	・高齢者福祉の中で社協が担う範囲について (ゴールドプラン・町保健福祉計画・第2期介護保険事業計画・社協実施事業(平成15年度)の評価・検討)	8名
平成16年 5月17日	第5回	・高齢者福祉の中で社協が担う範囲について (ゴールドプラン・町保健福祉計画・第2期介護保険事業計画・社協実施事業(平成15年度)の評価・検討)	10名
平成16年 6月10日	第6回	・高齢者福祉の中で社協が担う範囲について (ゴールドプラン・町保健福祉計画・第2期介護保険事業計画・社協実施事業(平成15年度)の評価・検討)	10名
平成17年 6月24日	第7回	・ふれ愛プラン'05「私たちでつくるやさしいまち」 神栖社協第2次地域福祉活動計画(案)について	5名

障害者専門部会

日時	回数	内容	参加者数
平成16年 1月20日	第1回	・専門部会の進め方について	8名
平成16年 2月18日	第2回	・3障害の共通認識について ・神栖町の障害者の現状について	9名
平成16年 3月26日	第3回	・知的障害者のライフステージ別課題の検討について	8名
平成16年 4月21日	第4回	・精神障害者のライフステージ別課題の検討について	7名
平成16年 6月30日	第5回	・身体障害者のライフステージ別課題の検討について	7名

平成16年 7月28日	第6回	・障害者福祉の中で社協が担う範囲について	6名
平成17年 6月24日	第7回	・ふれ愛プラン'05「私たちでつくるやさしいまち」 神栖社協第2次地域福祉活動計画(案)について	4名

#### ボランティア専門部会

日時	回数	内容	参加者数
平成16年 1月20日	第1回	・専門部会の進め方について	6名
平成16年 3月5日	第2回	・ボランティア活動とは ・ボランティア活動の現状について	9名
平成16年 3月24日	第3回	・ボランティア活動の現状について ・ボランティア活動と社協事業について	8名
平成16年 4月14日	第4回	・ボランティアと社協活動について ・今後のボランティア活動の取り組みの方向性として	8名
平成16年 5月25日	第5回	・今後のボランティアセンターの取り組みについて	8名
平成16年 6月29日	第6回	・今後のボランティアセンターの取り組みについて ・波崎町社協ボランティアセンターの取り組みについて	7名
平成17年 6月24日	第7回	・ふれ愛プラン'05「私たちでつくるやさしいまち」 神栖社協第2次地域福祉活動計画(案)について	6名

#### 組織強化・合併問題専門部会

日時	回数	内容	参加者数
平成16年 1月20日	第1回	・専門部会の進め方について	6名
平成16年 2月17日	第2回	・組織強化における検討事項・課題について ・「市町村社会福祉協議会合併ワークシート」の活用について	6名
平成16年 3月19日	第3回	・組織強化にかかる検討事項について ・社協合併に際し、整理すべき事項について	6名
平成16年 7月21日	第4回	・他の部会の進捗状況について ・組織強化にかかる検討事項について ・今後の作業スケジュールについて	5名
平成17年 6月24日	第5回	・ふれ愛プラン'05「私たちでつくるやさしいまち」 神栖社協第2次地域福祉活動計画(案)について	4名

#### 第2次地域福祉活動計画策定に向けたアドバイザーを招いた職員研修

日時	内容	参加者
平成15年 11月9日	・社協による地域福祉活動の基本について ・契約型サービス提供時代の社協の在り方について	茨城大学 長谷川幸介 助教授 流通経済大学 佐藤克繁 教授 他社協職員14名
平成16年 10月31日	・策定委員会及び4専門委員会議論の進捗状況報告 ・社協による地域組織化活動の在り方について ・契約型サービス提供部門の今後の捉え方 ・21世紀型社協について ・神栖町社協の今後の方向性について	茨城大学 長谷川幸介 助教授 立教大学 森本佳樹 教授 流通経済大学 佐藤克繁 教授 他社協職員8名



## 神栖市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要項

### (目 的)

第1条 社会福祉協議会は「地域福祉を推進する中核的な団体」と法的に位置付けられ、これまで福祉の中立・公正なソーシャルワーク機関として、住民の生活課題の発見から問題解決までを一貫して実施提供してきた。しかしながら、介護保険や障害者支援費制度等の導入による大きな福祉環境変化により、社会福祉協議会が本来推進していくコミュニティオーガニゼーションやソーシャルアクション等の重点機能を発揮しにくくなってきており、まさに社会福祉協議会の存在意義を問われる時期にさしかかっている。

したがって、平成7年度を初年度として策定した社協地域福祉活動計画『私たちがつくるやさしい町』の達成度合いを検証し、改めて21世紀の社会福祉協議会の在り方・果たすべき役割を明確にしておく必要がある。

社会福祉協議会が、住民にとって頼りになる福祉の総合的機能を発揮していくために、長期的視野による重点施策、基盤整備、事務局体制等を中心とする具体的な第2次地域福祉活動計画を策定し、『住民主体の原則』を基本に住民と共に、住民の立場に立った地域福祉の実現に向けて積極的な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

### (委員会の設置)

第2条 神栖市における地域福祉の推進と、神栖市社会福祉協議会の事業の充実・強化及び体制の確立をめざすため、地域福祉活動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

### (委員会の職務)

第3条 策定委員会は、今後予想される神栖市の福祉ニーズを明確化し、住民主体の、公私協働による福祉課題の解決及び行政への提言を含め、総合的な福祉計画を確立することをその職務とする。

### (組 織)

第4条 策定委員会は、15名以内の委員をもって構成し社会福祉協議会会長がこれを委嘱する。

### (任 期)

第5条 委員の任期は、3年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (正副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を召集し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

( 専門委員会 )

第 7 条 必要あるときは、策定委員会に専門委員会を置くことができる。

( 意見等の聴取 )

第 8 条 策定委員会及び専門委員会は、審議に必要あるときは、関係者に出席を求めることができる。

( そ の 他 )

第 9 条 その他、委員会の運営については委員長が策定委員会にはかりこれを定める。

付 則

この要綱第 5 条の規定にかかわらず、当初の委員の任期は平成 18 年 3 月 31 日までとする。

この要綱は、平成 15 年 12 月 18 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 1 月 31 日から施行する。

## 用語の解説

### あ

アイデンティティー	主体性、自我同一性、本来のあるべき姿、理想型
アスペルガー症候群	普通の知能を持ち、会話はできて特定のごだわりや感情の欠如から相手の気持ちや場の空気を読めずに、コミュニケーションを上手にとることのできない障害
アソシエーション	共通の目的や関心を持つ人が、自発的につくる集団や組織
アドボカシー (権利擁護)	利用者の権利を擁護し、代弁すること
安全配慮義務	労務の提供にあたって労働者の生命・健康等を危険から保護すべき使用者の義務のこと
インフォーマルサポート	個人を取り巻く家族・親族、友人、近隣、ボランティア等による非公式な支援の総称
エンパワメント	社会福祉援助活動(ソーシャルワーク)において、利用者、利用者集団、コミュニティなどが、それぞれの力を自覚して行動できるような援助を行うこと

### か

介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護保険制度の中で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門知識及び技術を有する専門員
介護福祉士	日常生活を営むのに支障があものに入浴、排泄、食事、その他の介護を行うまた、本人や家族等に対して介護に関する指導を行う、名称独占の国家資格
介護保険制度	介護の社会化を目的として2000年から開始された社会保険方式による強制加入の制度
学習障害(LD)	全般的知能は正常レベルにあるが、読み・書き・計算などの特定の学習能力が困難であること
(児童)家庭 支援センター	地域の身近な児童福祉の相談機関。主に児童養護施設等に附置。1997年の児童福祉法改正で新たに設置された児童福祉機関
基幹型在宅介護支援 センター	高齢者やその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう各機関との連絡調整を行い、地域全ての支援センターを総括する機関
QOL	生活の質
ケアマネジメント	サービスの調整を行い、適切なサービスを提供することを目的とした包括的、総合的な生活支援方法
ケースアクション	事例に基づいた社会への提言
コミュニティケア	地域社会での統合された援助、自治体レベルでの広範なサービス供給システム
コミュニティ ソーシャルワーク	地域社会福祉援助技術。コミュニティに焦点をあてた新たなソーシャルワーク業務の進め方。支援を必要とする人々の生活圏や人間関係などの環境面を重視した援助
コミュニティワーク	地域福祉援助技術。ケースワーク、グループワークと並んで基本的なソーシャルワークの方法とされる
高次脳機能障害	交通事故や転落事故・スポーツ事故等によって脳に損傷を受け、記憶障害、注意障害、社会的行動傷害などの認知障害を生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難となる障害

## さ

三位一体改革	国と地方の税財政を見直す改革。地方自治体が決定すべきことは国ではなく地方自らが決定する地方分権の実現を目指す改革
社会福祉基礎構造改革	戦後つくられた現行の制度を現在の社会にあわせた制度にシステム自体を見直す改革。主眼は、社会福祉の量の拡大、社会福祉の質の向上、福祉を受ける立場の人の権利確保
社会福祉士	福祉全般に関する専門的知識及び技術を有する相談援助業務の国家資格で平成18年2月現在で厚生労働省登録数は全国に7万人
障害者支援費制度	社会福祉基礎構造改革に伴う知的障害福祉法、身体障害者福祉法、児童福祉法（障害児在宅サービス部分）改正により、2003年度から導入された障害者福祉サービス利用方式
指定管理者制度	多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図り併せて経費の削減等を図る制度（地方自治法）
主任ケアマネジャー	地域包括支援センターで日常的な個別指導や支援困難事例等への指導・助言、地域でのケアマネジャーのネットワーク構築を担当するソーシャルワーカー
ジョブコーチ	職場の中で障害者の指導、その他の就労支援にあたる専門職
精神障害者のための地域生活支援センター	地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題について相談に応じ、指導・助言を行う、365日24時間対応の総合相談機関
精神保健福祉士	精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う社会福祉専門職の国家資格、平成18年2月現在で厚生労働省登録数は全国に2万5千人
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者の自立と社会参加の促進、福祉の向上を目的として1995年の精神保健福祉法の改正で設けられた手帳
精神保健福祉法第32条	通院医療費公費負担制度
成年後見制度	自分の権利や援助のニーズを自ら主張できないものに代わってそのニーズや権利を主張し、権利を行使できるように支援する制度
成年後見制度利用支援事業	制度を利用する上で費用負担が困難な対象者に公費による補助を行うもので、市町村が事業実施主体
セルフヘルプグループ	共通する問題を抱える人が、その問題を解決するために行う当事者主体の活動を行う集団、小グループ等
善管注意義務	善良なる管理者として要求される注意義務のこと
ソーシャルアクション	地域住民や当事者のニーズに応じて、社会福祉関係者の組織化を図り、世論を喚起しながら、既存の社会福祉制度やサービスの改善、また新たに制度やサービスの拡充・創設を目指して議会や行政機関に働きかける組織的な活動

## た

地域ケアシステム	住み慣れた地域や家庭で安心して生活を送るために、地域全体で効率的、継続的に支えていく体制や取り組み。結びつきを表す言葉
地域の組織化	地域住民の主体性や連帯性の強化、または行政施策に反映させるために、主体者である地域住民が展開する組織化
地域福祉権利擁護事業	認知症、知的障害、精神障害のある人など判断能力が不十分な人々の福祉サービス利用契約の支援、日常的な金銭管理サービス、重要書類預かりサービスによって地域生活を継続的に支援する社会福祉協議会の事業
地域包括支援センター	社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等が地域住民の心身の健康保持、生活の安定、福祉の増進を包括的に支援する高齢者福祉の総合相談機関

## た

注意欠陥 / 多動障害  
(AD / HD)

軽度発達障害に密接に関連している障害の1つで、一般的に2～3歳ごろから落ち着きが無く、なれなれしく、かんしゃくを起こすなどで気づかれる。学齢期になると、これに加え学業成績の不良、気分不安定、自分勝手な行動、不器用などが加わり、診断基準にあるような不注意、多動性、衝動性のいずれかが特徴的になってくる

## な

日本社会福祉士会

全国に7万人いる「社会福祉士」の職能団体で、1996年4月に社団法人化され全国47都道府県に支部があり18年2月現在で2万人を超える会員組織

ノーマライゼーション  
社会

障害者や高齢者など生活のしづらさを抱えた人々を差別したり、排除したりしない社会のこと

## は

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥 / 多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの

発達障害者支援法

これまで支援の対象とならなかった発達障害者に対する、国・地方自治体の支援の責務をつたい、都道府県ごとに発達支援センターを設置する、乳幼児期や就学時の健康診断での早期発見や早期発達支援をすすめる、専門的な医療機関を確保する など、公的支援をすすめる第一歩として意義をもつもの

ひきこもり

ひきこもりには、社会的なひきこもりと精神障害等の障害によるひきこもりの二つの定義があるが、本稿では前者を指す。ここでいうひきこもりは、年齢相応の社会参加や対人交流の機会をもととしない生活上、行動上の問題である

ピアサポートグループ

同一の問題や障害等を抱える人同士が、対等な関係性の仲間で支え合うグループ

PSW (精神科ソーシャル  
ワーカー)

精神に障害を抱える人々の社会復帰に関する相談に応じ、助言や指導、日常生活に適應するための専門職。医療機関に配置されている

福祉事業団

特定の政策的公共事業の実施を目的として特別法に基づいて設立される特殊法人

福祉六法

生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の総称

福祉の組織化

福祉と保健・医療、その他の地域の福祉機関の連携・調整及びネットワークづくり

ファミリーサポート  
センター

子育て中の人々が急な用事などで、子どもの世話ができないとき、一時的、臨時的に地域の人々が応援する会員同士の相互援助活動 (有償)

フォーマルサービス

法制度に則った公的サービスの総称

法人後見団体

後見人の役割を個人的に行うのではなく、法人として取り扱う団体

## ま

ミニマムサービス

質・量ともに保たなければならない最小・最低限の必要サービス

## わ

わくわくサロン

地域の住民、ボランティア等と参加者 (高齢者・障害児 等) 子育て中の親子・子ども等が地域でいきいきと元気に暮らせることを目的として自由に企画し、自分たちで運営している活動

ふれ愛プラン05 「私たちでつくるやさしいまち」  
神栖市社協第2次地域福祉活動計画 改訂版

---

平成18年3月

発行 社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

〒314-0192 茨城県神栖市溝口1746-1

TEL:0299-93-0294 FAX:0299-92-8750

URL:<http://www.bokuden.or.jp/^kamishakyo/>

E-mail:[kamishakyo@bokuden.or.jp](mailto:kamishakyo@bokuden.or.jp)



私たちでつくるやさしいまち